

**食品等の自主回収の報告及び
食品等輸入事務所等の届出について**
(第6版)

平成28年4月

神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課

目 次

I 食品等の自主回収の報告制度について	
1 食品等の自主回収の報告制度の趣旨	2
2 食品等の自主回収の報告制度の概要	
(1) 制度の概要	3
(2) 「自主回収」とは	3
(3) 報告対象となる食品等の範囲	3
(4) 「特定事業者」とは	4
(5) 報告が必要な回収事由	4
食品等の自主回収の報告制度の概念図	6
食品等の自主回収の報告制度に基づく報告の判断基準	7
3 報告者及び報告先	
(1) 県内に複数の事務所・事業所がある場合	8
(2) 当該自主回収に係る特定事業者が複数ある場合	8
(3) 報告先	8
4 自主回収着手報告	
(1) 報告書の提出時期	9
(2) 食品等自主回収着手報告書の作成	9
(3) 報告用紙の入手	9
(4) 着手報告に必要な添付書類	10
食品等自主回収着手報告書の記入例	11
5 自主回収終了報告	
(1) 報告書の提出時期と報告先	13
(2) 食品等自主回収終了報告書の作成	13
(3) 報告用紙の入手	13
(4) 回収終了後の措置	13
食品等自主回収終了報告書の記入例	14
6 公表	
(1) 公表の目的	15
(2) 公表内容	15
(3) ホームページへの掲載	15
7 自主回収着手報告の取下げ等	
(1) 自主回収着手報告の取下げ	16
(2) 行政命令等の対象となった場合	17
自主回収着手報告の取下げ届の例	18

Ⅱ 食品等輸入事務所等の届出制度について		
1 食品等輸入事務所等の届出制度の趣旨	……	19
2 食品等輸入事務所等の届出制度の概要		
(1) 制度の概要	……	20
(2) 「食品等」の範囲	……	20
(3) 「輸入」の定義	……	21
(4) 「輸入申告等業務」の内容	……	21
(5) 届出の対象となる事務所等	……	22
食品等輸入事務所等の届出制度の概念図	……	24
食品等の輸入手続きにおける「食品等輸入事務所等の届出制度」	……	25
3 届出先		
(1) 届出先	……	26
(2) 複数の食品等輸入事務所等がある場合	……	26
(3) 食品等輸入事務所等に移転する場合	……	26
4 食品等輸入事務所等の届出		
(1) 届出書の提出時期	……	27
(2) 食品等輸入事務所等届出書の作成	……	27
(3) 届出書の提出方法	……	27
(4) 届出用紙の入手	……	28
(5) 罰則	……	28
食品等輸入事務所等届出書の記入例	……	29
5 食品等輸入事務所等の変更または廃止の届出		
(1) 届出が必要な場合	……	30
(2) 食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の提出時期	……	30
(3) 食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の作成	……	30
(4) 食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の提出方法	……	30
(5) 届出用紙の入手	……	30
食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の記入例	……	31
<付録 1> 食品等の自主回収の報告に関する Q & A	……	33
<付録 2> 食品等輸入事務所等の届出に関する Q & A	……	48
<付録 3> 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例	……	57
<付録 4> 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行規則	……	61

I 食品等の自主回収の報告制度について

1 食品等の自主回収の報告制度の趣旨

「食品等の自主回収の報告」制度は、平成21年7月に制定された神奈川県食の安全・安心の確保推進条例*（以下「条例」といいます。）に基づく制度であり、この条例の第一の目的である、食品の安全性を確保することで県民の健康を保護することを実現するための仕組みとして創設したものです。

現在も、事業者が食品等を自主的に回収することが行われており、その自主回収の情報は事業者が行う社告や店頭告知により提供されていますが、その情報提供は任意の取組みであることから、必ずしも、県民に対して十分に情報提供されているとはいえません。

そこで、事業者が食品等の自主回収に着手した場合に、知事への報告を求め、報告された情報を県のホームページ等で公表することで、回収品を県民が知らずに飲食することを防ぐことにつなげるとともに、速やかな回収を促進することにしました。

この制度は、平成22年4月1日に施行されました。事業者の皆さんも制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

※ 「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」

食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務及び食品関連事業者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的として制定され、平成21年7月17日から施行されています（「食品等の自主回収の報告」及び「食品等輸入事務所等の届出」に関する規定は平成22年4月1日から施行されました）。

2 食品等の自主回収の報告制度の概要

(1) 制度の概要

本制度では、事業者が行う自主回収のうち、特定事業者が生産、製造、輸入、加工または販売した食品等の自主回収に着手した場合であって、当該回収に係る食品等の生産、製造、輸入、加工または販売のいずれかの行程において食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思料するとき、その内容を知事に報告することとしています。

また、自主回収情報をより多くの県民に情報提供するため、報告された情報は、神奈川県ホームページ「かながわの食の安全・安心」等で公表することとしています。

さらに、回収の終了時にも報告をいただくことにより、事業者に確実な回収を促すとともに、県民に最新の自主回収情報を提供することとしています。

(2) 「自主回収」とは（条例第14条第1項）

本制度に基づき報告が必要な「自主回収」とは、事業者が生産、製造、輸入、加工または販売した食品等について、いずれかの行程において食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思料して、自らの判断で回収を決定し、実施することを指します。

このため、法令に基づく回収命令等を受けての回収は、本制度には含まれません。

なお、本制度は自主回収の報告を義務づけるもので、自主回収自体を義務づけるものではありません。

また、本制度による報告の対象とはならない自主回収を行う場合であっても、県保健福祉事務所（保健福祉事務所各センターを除く。）又は保健福祉事務所各センター（以下「保健福祉事務所等」という。）（市保健所等）への連絡は必要ですので、自主回収を検討するような事態が発生した際には、まずは最寄りの県保健福祉事務所等又は市保健所等に必ずご連絡くださるようお願いいたします。

【参考】「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」別表第1（抜粋）

〈平成21年10月1日施行〉

8 情報の提供

- (1) 営業者は、その取り扱う食品等が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、保健福祉事務所長又は藤沢市が設置する保健所の長及び消費者に対して、当該食品等の名称、製造又は加工の年月日、販売先、販売の年月日等当該食品等に起因する消費者の健康被害の発生を防止するために必要な情報の提供を行うよう努めること。
- (2) 営業者は、その取り扱う食品等に起因する消費者の健康被害（医師の診察の結果、当該食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。）の発生又はその取り扱う食品等が法に違反するものであることを知ったときは、保健福祉事務所長又は藤沢市が設置する保健所の長に対して、速やかに、当該食品等に係る情報の提供を行うこと。

(3) 報告対象となる食品等の範囲（条例第2条第2号及び第3号）

本制度で報告を求める自主回収の対象となる「食品等」とは、次のとおりです。

なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」に含まれません。

「食品等」の範囲		(法＝食品衛生法)
「食品等」に含まれるもの	説明	例
食品 (法第4条第1項規定)	すべての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品及び医薬部外品を除く）	
添加物 (法第4条第2項規定)	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの	保存料、発色剤、甘味料等
器具 (法第4条第4項規定)	飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具、その他のもの	食器、箸、スプーン、食品製造に使用する機械等
容器包装 (法第4条第5項規定)	食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの	びん、缶、樹脂パック、袋等

(4) 「特定事業者」とは（条例第14条第4項）

条例では、食品等の自主回収の報告義務が課される事業者を「特定事業者」と規定しています。

「特定事業者」とは、県内に事務所または事業所を有し、かつ次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 食品等の生産者、製造者、加工者、輸入者及びその組織する団体
- ② 食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の事項が表示された販売者

なお、「事務所または事業所」とは、本社、支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、店舗、倉庫、ほ場（耕作地）、養殖場等を指します。

(5) 報告が必要な回収事由（条例第14条第1項及び第2項）

本制度により報告が必要な自主回収の事由は、次の事由です。

◎ 生産、製造、輸入、加工又は販売のいずれかの行程において食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思料する（考える）食品等の自主回収

ただし、この場合でも報告を要しない場合があります（後記【例外】参照）。

【報告が必要な回収事由の例】

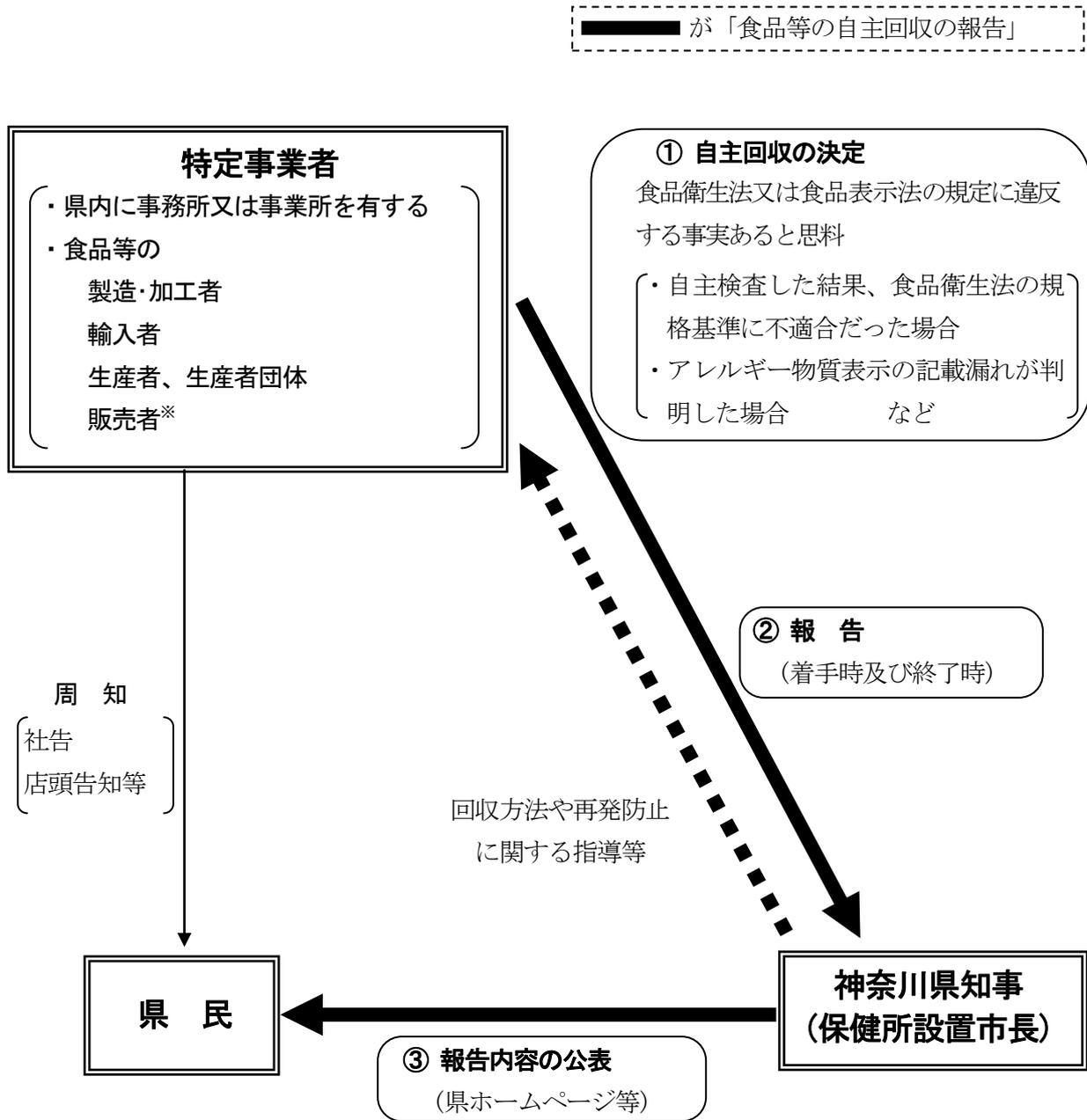
- ア 人の健康に被害が発生するおそれのある異物が混入した可能性がある
- ・ 製造ラインの部品が破損して製品に混入した
 - ・ 包装の密閉不良のため一部の製品にカビが発生した 等
- イ 法令の定める規格基準に違反した可能性がある
- ・ 製造した牛乳の自主検査において、大腸菌群が陽性になった 等
- ウ 食品添加物の使用基準に違反した可能性がある
- ・ 自主検査の結果、ソルビン酸の過量使用が判明した 等
- エ 行政命令の対象となった食品と同種または類似のものであって、当該命令の対象とはなっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の可能性がある
- ・ 回収命令を受けた製品の別ロット品、または回収命令を受ける原因となった原材料を使用した製品がある 等
- オ 賞味期限または消費期限を本来の設定よりも長く表示してしまった
- ・ 「賞味期限：22.5.31」と表示すべきところを「賞味期限：23.5.31」と表示した 等
- カ 表示からアレルギー原因物質表示が欠落した
- ・ 原材料に醤油を使用しているが、「原材料の一部に小麦を含む」旨の表示がない 等
- キ 保存基準の定められている食品の保存方法の表示を誤って表示した
- ・ 冷凍食品に「-18℃以下で保存」と表示すべきところを「10℃以下で保存」と表示した 等

【例外】流通実態や安全性への影響の度合いから、次の場合は報告の必要はありません。

- ① 回収品が県内に流通していないことが明らかである場合
- 例：神奈川県と他県に事業所のある事業者が、他県の工場で製造した食品をその県内限定で販売するといった地域限定販売品を自主的に回収する場合
- * 本県内で製造されており、下記②に該当しない場合は、報告が必要です。
- ② 県民に販売されていないことが明らかである場合
- 例：・ 製造者から小売店に回収対象食品が納入されたが、店頭への陳列はなされておらず、消費者が購入する可能性が全くない段階で回収に着手した場合
- ・ 通信販売や宅配などで、販売先がすべて県外の購入者のみと特定できた場合
- ③ 食品表示法の規定に違反する事実があると思料されるが、それが、消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反すると思料される場合
- 例：製造所の所在地を誤って表示した場合

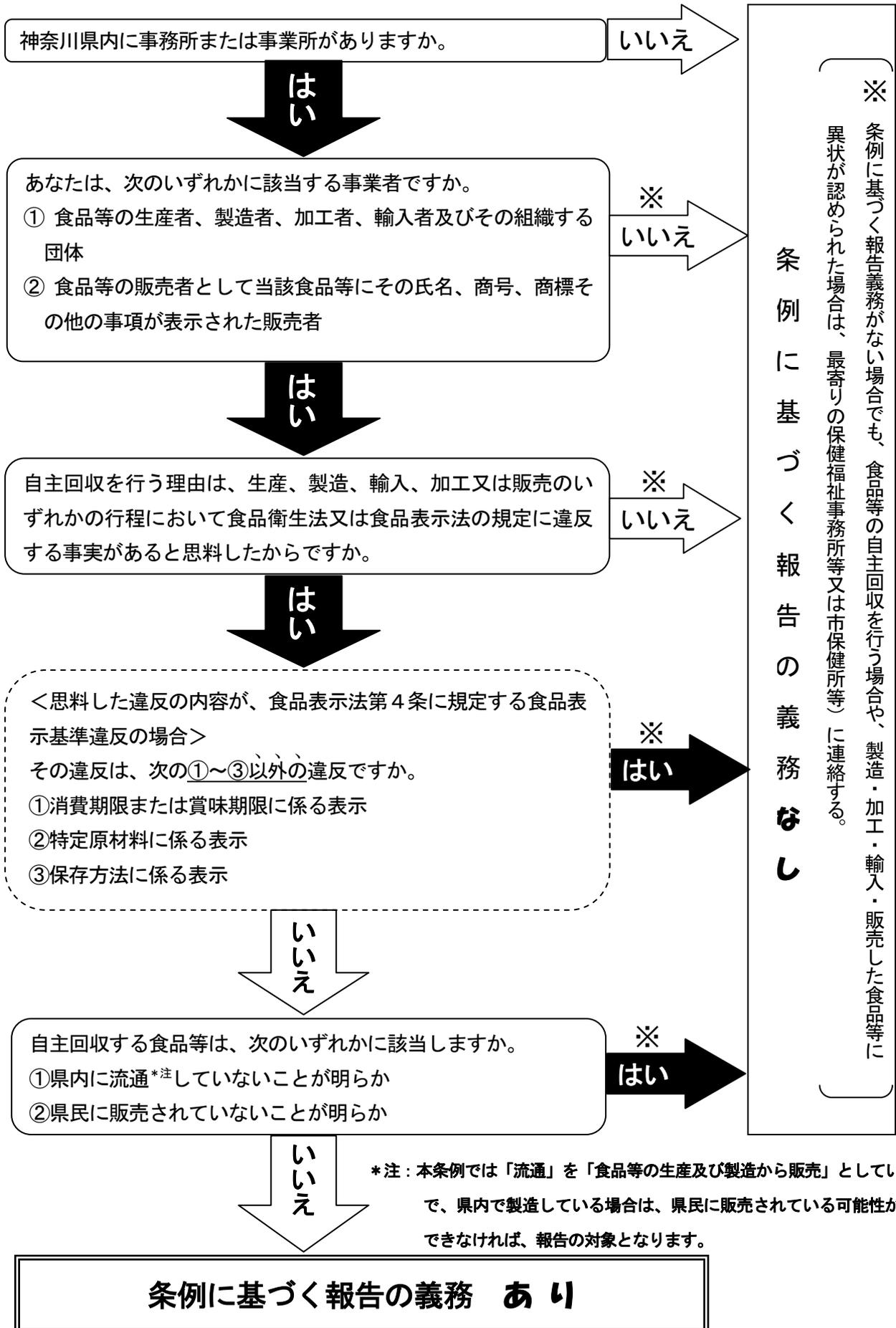
* 本制度により報告が必要か否かは、7ページの「食品等の自主回収の報告制度に基づく報告の判断基準」で確認してください。

食品等の自主回収の報告制度の概念図



※ 食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の事項が表示された販売者
(例) プライベートブランド商品の販売者

食品等の自主回収の報告制度に基づく報告の判断基準



3 報告者及び報告先

(1) 県内に複数の事務所・事業所がある場合

本制度により報告を行う者は特定事業者ですが、自主回収着手（終了）報告書の提出は、その事業者の中で自主回収を主体的に行う事務所・事業所が行います。

- ・ 本社及び製造所が県内にある場合で、自主回収を主体的に実施するのが本社である場合はその本社、自主回収の実施主体が製造所である場合はその製造所となります。
- ・ 県内に本社がなく、営業所だけが複数ある場合は、社内で報告担当営業所を決めて、その営業所から報告してください。

(2) 当該自主回収に係る特定事業者が複数ある場合

「製造者」と「特定事業者に該当する販売者」や「生産者」と「生産者団体」が、両者共に県内に事務所・事業所を有する場合など当該自主回収に係る特定事業者が複数ある場合は、事業者間で相談の上、当該自主回収を主体となって行う事業者に対応を一元化し、報告してください。

なお、報告にあたり不明な点等がありましたら、最寄りの県保健福祉事務所等又は市保健所等にご相談ください。

(3) 報告先（施行規則第1条）

報告先は、報告を行う事務所・事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所等や市保健所等となります。

報告を行う事務所・事業所の所在地	報告先
下記の5市以外の地域	県保健福祉事務所食品衛生課
	県保健福祉事務所各センター食品衛生課（または生活衛生課）
横浜市	各区福祉保健センター生活衛生課 （中央卸売市場内の事業者は本場食品衛生検査所）
川崎市	各区保健福祉センター（保健所）衛生課
相模原市	相模原市保健所生活衛生課（食品衛生担当・津久井担当）
横須賀市	横須賀市保健所生活衛生課
藤沢市	藤沢市保健所生活衛生課

4 自主回収着手報告

(1) 報告書の提出時期 (条例第14条第1項)

自主回収に着手したら、速やかに報告してください。

なお、「着手」とは、特定事業者が社内で自主回収することを決定し、回収に関する情報提供を食品等の納入先等に行った時点をいいます。

また、回収の着手の判断をする前であっても、社内で商品の異状を察知した場合には、できるだけ早めに県保健福祉事務所等又は市保健所等にご連絡いただくようお願いします。

(2) 食品等自主回収着手報告書の作成 (条例第14条第1項、施行規則第2条第1項及び第3項)

食品等自主回収着手報告書(施行規則第1号様式)に従って記入してください(11～12ページの記入例参照)。自主回収の着手時点では記入できない点があるかもしれませんが、次の「提出時に最低限必要な情報」は必ず記入してください。

【提出時に最低限必要な情報】

- ① 回収の対象となる食品等の名称及び商品名
- ② 回収の対象となる食品等を製造し、輸入し、又は加工した事業所の名称及び所在地
- ③ その他回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項
(形状、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項等)
- ④ 回収に着手した年月日
- ⑤ 回収を終了する予定年月日
- ⑥ 回収の理由
- ⑦ 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響
- ⑧ 回収の方法
- ⑨ 回収についての問合せ先(消費者からの問合せ先)

この他の情報(項目)についても、できるだけ早めに報告してください。

なお、追加情報(項目)の提出はファクシミリにより行うことも可能です。

その他、記入方法についての不明な点がありましたら、報告書の提出先にご確認ください。

(3) 報告用紙の入手

報告先の窓口で入手できます。

また、神奈川県ホームページ「かながわの食の安全・安心(神奈川県食の安全・安心の確保推進条例)」からもダウンロードができます。

(4) 着手報告に必要な添付書類 (施行規則第2条第2項)

報告の際には、所定の報告様式のほか、下記の資料を添付してください。

添付資料	必要な理由等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品またはその包装（写真または現物） ・ 製品表示部分のコピー ・ 荷姿写真等 	回収対象の食品等の特定に役立ちます。

また、下記の資料がありましたら、併せて提出いただくようお願いします。

添付資料	必要な理由等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷先（販売先）リスト ・ 出荷（販売）数量リスト 	<p>出荷先（販売先）や出荷量（販売量）の把握に必要です。</p> <p>* 食品等自主回収着手報告書に書ききれない場合は必ず提出してください</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主検査の結果（自主検査を行った場合） ・ 異物の写真 ・ 社内の苦情処理記録等 	回収の理由を確認するために必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社告、ホームページ、店頭告知等の内容 	県民からの問い合わせの際の参考にします。

なお、提出いただく写真やリスト類については、できるだけ電子データでのご提出をお願いします。

【食品等自主回収着手報告書の記入例】

網掛け箇所が着手報告時の提出時に最低限記入が必要な項目です
(表)

食品等自主回収着手報告書

平成28年4月1日

神奈川県知事
(神奈川県〇〇〇保健福祉事務所長)

殿

住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-1
氏名 〇〇食品 株式会社
代表取締役 神奈川 一郎
電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇- 〇〇〇〇

次のとおり食品等の自主的な回収に着手したので、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14条第1項の規定により報告します。

回収の対象となる食品等	名称及び商品名	〇〇クッキー（焼菓子）
	出荷し、又は販売した年月日	平成28年3月25日
	出荷先又は販売店の名称及び所在地	「スーパー〇〇」（〇〇県〇〇市〇〇町1-2）等、計51店舗に出荷（別添販売先リスト参照）
	出荷し、又は販売した数量	12枚入り：4,800袋（200箱） 24枚入り：7,200袋（600箱）
	製造し、輸入し、又は加工した事業所の名称及び所在地	〇〇食品 株式会社 〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町123-45
	その他当該食品等を特定するために必要な事項	形態：合成樹脂製袋詰め 容量：12枚入り（24袋ダンボール箱入り）

(裏)

回収に着手した年月日	平成28年4月1日
回収を終了する予定年月日	平成28年7月15日
回収の理由	アレルギー表示「乳」の記載漏れ
摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響	「乳」に対するアレルギーがある方が食べた場合は、ショック症状を起こすことがあります。
回収の方法	回収方法：販売店における返金 回収情報の周知方法：販売店で店頭告知、〇〇食品ホームページに掲載、〇〇新聞朝刊で社告掲載（〇月〇日付け） ※ホームページ画面及び社告を添付
回収についての問合せ先	〇〇食品株式会社お客さま相談室 電話0120-〇〇〇-〇〇〇 （フリーダイヤル） 〇曜、〇〇〇を除く毎日（〇時から〇時まで）
備考	〇〇食品株式会社 神奈川営業所 営業第1課 神奈川県〇〇市〇〇町8-9 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス

- 備考 1 書ききれない場合は、別紙により添付してください。
- 2 回収の対象となる食品等の写真その他の当該食品等を特定するために必要な資料を添付してください。
- 3 「出荷し、又は販売した数量」欄は、個数、重量等を記載してください。なお、複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記載してください。
- 4 「その他当該食品等を特定するために必要な事項」欄は、回収の対象となる食品等の形状、容量、消費期限、賞味期限、ロット番号、表示事項等を記載してください。
- 5 「回収の理由」欄は、食品衛生法又は食品表示法の規定に違反すると思料する事実について記載してください。
- 6 「回収についての問合せ先」欄は、消費者からの問合せ先について記載してください。

一部改正〔平成22年規則5号〕

5 自主回収終了報告

(1) 報告書の提出時期と報告先 (条例第14条第3項)

自主回収が終了したら、速やかに報告してください。終了報告の報告先は、着手報告を提出した県保健福祉事務所等又は市保健所等になります。

なお、「終了」とは、特定事業者が把握している出荷先から回収し、所定の場所への保管を確認した時点をいいます。

(2) 食品等自主回収終了報告書の作成 (条例第14条第3項、施行規則第3条)

食品等自主回収終了報告書(施行規則第2号様式)に従って記入してください(14ページの記入例参照)。

なお、報告時には、次の「提出時に最低限必要な情報」は必ず記入してください。

【提出時に最低限必要な情報】

- ① 回収した食品等の名称及び商品名
- ② 回収を終了した年月日
- ③ 回収した食品等の数量
- ④ 回収した食品等の保管場所
- ⑤ 回収した食品等の処分方法及び時期
- ⑥ 回収についての問合せ先(消費者からの問合せ先)

この他の情報(項目)についても、できるだけ早めに報告してください。

なお、追加情報(項目)の提出はファクシミリにより行うことも可能です。

その他、記入方法についての不明な点がありましたら、報告書の提出先にご確認ください。

(3) 報告用紙の入手

報告先の窓口で入手できます。

また、神奈川県ホームページ「かながわの食の安全・安心(神奈川県食の安全・安心の確保推進条例)」からもダウンロードができます。

(4) 回収終了後の措置

特定事業者が回収した食品の処分を行う場合には、県保健福祉事務所等又は市保健所等が必要に応じて廃棄に立ち会う等、処分の確認を行いますので、事前にご連絡ください。

【食品等自主回収終了報告書の記入例】

食品等自主回収終了報告書

平成28年7月25日

神奈川県知事

殿

(神奈川県〇〇〇保健福祉事務所長)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-1
 氏名 〇〇食品株式会社
 代表取締役 神奈川 一郎
 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

平成28年4月1日に神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14条第1項の規定による報告をした次の食品等について、自主的な回収を終了したので、同条第3項の規定により報告します。

回収した食品等の名称及び商品名	〇〇クッキー（焼菓子）
回収を終了した年月日	平成28年7月20日
回収した食品等の数量	12枚入り：3,800袋 24枚入り：6,500袋
回収した食品等の保管場所	〇〇食品株式会社 〇〇倉庫（〇〇県〇〇市〇〇町67）に全量保管
回収した食品等の処分方法及び時期	全量産業廃棄物として廃棄処分 平成28年8月10日頃
再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容	表示ラベルの印刷時に記載内容をしっかり確認するよう、従業員に周知徹底しました。
回収についての問合せ先	〇〇食品株式会社お客さま相談室 電話0120-〇〇〇-〇〇〇 （フリーダイヤル） 〇曜、〇〇〇を除く毎日（〇時から〇時まで）
備考	〇〇食品株式会社 神奈川営業所 営業第1課 神奈川県〇〇市〇〇町8-9 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 電子メールアドレス

- 備考 1 書ききれない場合は、別紙により添付してください。
- 2 「回収した食品等の数量」欄は、個数、重量等を記載してください。なお、複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記載してください。
- 3 「回収についての問合せ先」欄は、消費者からの問合せ先について記載してください。

一部改正〔平成22年規則5号〕

6 公表

(1) 公表の目的 (条例第14条第5項)

食品等の自主回収の報告制度の目的は、事業者の食品等の自主回収情報を公表することで、回収品を県民が知らずに飲食することを防ぐことにつながるとともに、速やかな回収を促進することです。

そこで、神奈川県では、ホームページに食品等の自主回収情報を掲載することにより、広く県民の皆さんに迅速な情報提供を行います*。

なお、想定される健康への影響等を考慮して、行政として報道機関への発表を行う場合もあります。

* 食品等の自主回収情報は、ホームページのほか県保健福祉事務所等の窓口でもご覧いただくことができるようにしています。

(2) 公表内容

ア 着手報告時の公表内容 (条例第14条第1項及び第5項、施行規則第2条)

県では「食品等自主回収着手報告書」(施行規則第1号様式)記載の次の事項を公表します。

- ① 特定事業者の住所、氏名
- ② 回収の対象となる食品等の名称及び商品名
- ③ その他回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項
(形状、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項、製品の包装の写真等)
- ④ 回収に着手した年月日
- ⑤ 回収の理由
- ⑥ 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響
- ⑦ 回収の方法(返品方法)
- ⑧ 回収についての問合せ先(消費者からの問合せ先)

イ 終了報告時の公表内容 (条例第14条第3項及び同第5項、施行規則第3条)

上記着手時の公表内容に加えて、次の事項を公表します。

- ① 自主回収終了報告が提出された旨
- ② 終了報告の受理年月日

(3) ホームページへの掲載

ア 自主回収着手時

「食品等自主回収着手報告書」を県保健福祉事務所(本所・センター又は市保健所等)が受理した後、速やかに掲載します。

イ 自主回収終了報告時

「食品等自主回収終了報告書」を県保健福祉事務所等又は市保健所等が受理した日から14日を経過した日(その日が閉庁日の場合は直近の開庁日)まで掲載します。

7 自主回収着手報告の取下げ等

(1) 自主回収着手報告の取下げ

自主回収着手報告を行った後に、本制度による報告対象に当てはまらなくなった場合は、取下げ手続を行うことになります。

ア 取下げに該当する場合

次に掲げる例のように、本制度の対象外であることが明らかになった場合が取下げ対象になります。

- ① 食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思料したが、判断に誤りがあり、その事実が否定された場合
 - ・ 自主検査の結果が誤っていた
 - ・ 指定外添加物を使用したと考えていた物質が天然由来成分だった 等
- ② 調査の結果、県内で食品等が流通していないことが確認できた場合
- ③ 調査の結果、いずれの納品先においても店頭で陳列される前で、県民に販売されていないことが確認できた場合

イ 取下げ手続と公表

(ア) 取下げの手続

取下げの要件に該当する場合は、まずは、食品等自主回収着手報告書を提出した者が、当該報告書を提出した県保健福祉事務所等又は市保健所等に相談してください。相談の際には、報告を取下げることとした理由が明らかとなる資料（自主検査結果、製品の流通先一覧等）を持参してください。

県保健福祉事務所等又は市保健所等で状況をお伺いし、取下げ理由が合理的であり、取下げを行うことが適当であると判断した場合に、取下げ届を提出していただきます。

なお、取下げ届の様式は定められていませんが、回収の対象としていた食品等の名称及び商品名、取下げの理由、担当者の連絡先を必ず記載してください（18 ページの例を参考に作成してください）。

(イ) 公表

県保健福祉事務所等又は市保健所等で取下げ届を受理した後、速やかに、次の事項を県のホームページに掲載します。

- ① 特定事業者の住所、氏名
- ② 自主回収着手報告が取下げられた旨
- ③ 取下げ届の受理年月日及び着手報告の受理年月日
- ④ 回収の対象としていた食品等の名称及び商品名
- ⑤ 回収の対象としていた食品等を特定するために必要な事項
(形状、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項等)
- ⑥ 自主回収着手報告の取下げ理由
- ⑦ 備考（取下げ情報の公表期間等）

なお、ホームページには、取下げ届を受理した日から7日を経過した日（その日が閉庁日の場合は直近の開庁日）まで掲載します。

(2) 行政命令等の対象となった場合

自主回収着手報告後に食品衛生法又は食品表示法に基づく行政命令等が出され、命令等による回収が行われることになった場合は、本制度の報告対象から除外されます。

着手報告を受理した県保健福祉事務所等（市保健所等）が、他都道府県市や県内の保健福祉事務所等（市保健所等）において行政命令等が出された旨を確認した時点で、本制度の報告対象から除外し、ホームページに次の事項を速やかに掲載します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 特定事業者の住所、氏名② 当該自主回収事案について、食品衛生法又は食品表示法に基づく行政命令等があった旨③ 行政命令等について県保健福祉事務所等又は市保健所等が確認した年月日④ 回収の対象としている食品等の名称及び商品名⑤ 回収の対象としている食品等を特定するために必要な事項
（形状、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項等）⑥ 食品衛生法に又は食品表示法に基づく行政命令等があった理由⑦ 備考（公表期間等） |
|--|

なお、ホームページには、行政命令等について県保健福祉事務所等又は市保健所等が確認した日から7日を経過した日（その日が閉庁日の場合は直近の開庁日）まで掲載します。

【自主回収着手報告の取下げ届の例】

食品等自主回収着手報告書の取下げ届

年 月 日

神奈川県知事 殿
(神奈川県〇〇〇保健福祉事務所長)

住所

氏名

(法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

年 月 日に提出した食品等自主回収着手報告書について、報告すべき事由に該当しなくなりましたので、次のとおり取下げます。

- 1 回収の対象としていた食品等
- 2 取下げることとした理由
- 3 担当者または問合せ先

II 食品等輸入事務所等の届出制度について

1 食品等輸入事務所等の届出制度の趣旨

「食品等輸入事務所等の届出」制度は、条例に基づく制度であり、この条例の第一の目的である、食品の安全性を確保することで県民の健康を保護することを実現するための仕組みとして創設したものです。

現在も、輸入食品の安全性確保については、食品衛生法に基づき、まずは、厚生労働省の検疫所が水際で必要な審査や検査を行い、違反が発見された場合には、積戻し等の措置がとられています。

また、国内に流通してからも、国内産品と同様、都道府県等が店頭での抜き取り検査を行い、違反が発見された場合には、回収を命令するなどの措置がとられています。

しかし、これまでは、県が食品等の輸入を行う事務所等を把握する仕組みがなかったことから、県として、食品等の輸入を行う事業者に対する指導や情報提供を行うことが困難でした。

そこで、食品等の輸入を行う事業者に対し、食品等の輸入業務を行う県内の事務所等について、知事への届出を求めることで、県が県内で食品等の輸入を行う事業者に対し、輸入食品の安全性確保に関する指導や情報提供などを効率的かつ効果的に行えるようにし、輸入食品の安全性確保をより一層図ることにしました。

この制度は、平成22年4月1日に施行されました。事業者の皆さんも制度の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

2 食品等輸入事務所等の届出制度の概要

(1) 制度の概要

本制度では、食品等を輸入する食品関連事業者（本条例では「食品等輸入事業者」と定義しています。）が、県内の事務所または事業所（以下「事務所等」といいます。）において、関税法の規定に基づき、税関への輸入申告または輸入許可前における食品等の引取承認の申請業務を行い、その申告または申請に基づく輸入許可または輸入許可前における食品等の引取承認（以下「輸入許可等」といいます。）を受けた場合であって、その輸入許可等が、当該事務所等における最初の輸入許可等である場合、その輸入許可等の日から15日以内に、当該事務所等の名称、所在地等を知事に届け出るものとしています。

また、食品等の輸入業務を行う県内の事務所等を廃止した場合や、名称や所在地に変更があった場合などにも、届け出るものとしています。

さらに、条例では、本制度に関して、廃止や変更の届出の場合を除き、未届けや虚偽の届出をした者に対しては、罰則（5万円以下の過料）を科す旨の規定が設けられています。

(2) 「食品等」の範囲（条例第2条第2号及び第3号、第15条第1項）

ア 本制度の対象となる「食品等」の範囲

本制度による届出が必要とされるのは、「食品等」の輸入業務を行う事務所等ですが、この「食品等」の範囲については、下記のとおりとなります。

なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」に含まれません。

「食品等」の範囲		(法＝食品衛生法)
「食品等」に含まれるもの	説明	例
食品 (法第4条第1項規定)	すべての飲食物（原料または材料として使用される農林水産物、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品及び医薬部外品を除く）	
添加物 (法第4条第2項規定)	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの	保存料、発色剤、甘味料等
器具 (法第4条第4項規定)	飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具、その他のもの	食器、箸、スプーン、食品製造に使用する機械等
容器包装 (法第4条第5項規定)	食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの	びん、缶、樹脂パック、袋等

イ 「食品等」から除かれる「原料又は材料として使用される農林水産物」

本制度では「食品等」から食品の「原料又は材料として使用される農林水産物」が除かれています。この「原料又は材料として使用される農林水産物」とは、例えば、畑に植えられている状態の野菜、海の中を泳いでいる状態の魚など、収穫前の農林水産物を指します。

したがって、収穫された状態で輸入される野菜や魚などは、本制度における「食品等」に含まれます。

また、活魚の状態であっても、食品として輸入されるものは、本制度における「食品等」に該当します（例：活うなぎの輸入）。

(3) 「輸入」の定義

食品等を輸入しようとする場合、その輸入者は、食品衛生法（第27条）に基づき、検疫所への届出を行った後、関税法（第67条）に基づき、税関へ輸入申告を行い、輸入許可を受けることとされています。

本制度における「輸入」とは、食品衛生法における「輸入」と同義としており、同法における「輸入」は、関税法第2条第1号に掲げる「輸入」と同義と解釈されています。よって、本制度における「輸入」とは、次の行為ということになります。

外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ること（関税法第2条第1号）

||

外国の貨物をわが国に引き取る行為

【参考】

食品衛生法第27条

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

関税法第2条第1号

「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。

(4) 「輸入申告等業務」の内容（条例第15条第1項）

本制度では、食品等の輸入業務を行う県内の事務所等について届出をしていただくこととなりますが、本制度では、この輸入業務を「輸入申告等業務」として定義しており、具体的には、関税法に基づく次の手続に係る業務をいいます。

ア 関税法第67条の規定による輸入の申告

貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名及び価格その他必要な事項を税関長に申告するものとされています。

税関では、申告が正しく行われているか審査や検査を行い、関税等を徴収したのち、輸入を許可します。この許可を受けないうちは、原則として、国内に貨物を引き取ることはできません。

なお、食品等の輸入申告にあたっては、食品衛生法に基づき、検疫所長へ届出を行った旨の証明（食品等輸入届出済証）を提出することとなっています。

【参考】

関税法第67条

貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

関税法第70条第2項

他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第67条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

イ 関税法第73条第1項の規定による承認の申請に係る業務

上記アのとおり、原則として、輸入許可を受けない限り、国内に貨物を引き取ることはできませんが、例外的に、取引先への納期が切迫しているなど、特に引き取りを急ぐものなどについては、輸入許可前に貨物を引き取ることが可能となる制度（許可前引取り承認制度（Before Permit: B P））が設けられています。

この制度を利用するには、税関長への申請が必要とされ、この申請に基づく承認後、貨物の引き取りが可能となります。

本条例では、この申請に基づく承認を「輸入許可前における食品等の引取承認」と定義しています。

【参考】

関税法第73条第1項

外国貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額（過少申告加算税及び第12条の4第1項（重加算税）の規定により課される重加算税に相当する額を除く。）に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

(5) 届出の対象となる事務所等（条例第15条第1項）

本制度の届出の対象となる事務所等は、上記(4)の輸入申告等業務を行う県内の事務所等となります。本条例では、この事務所等を「食品等輸入事務所等」と定義しています。

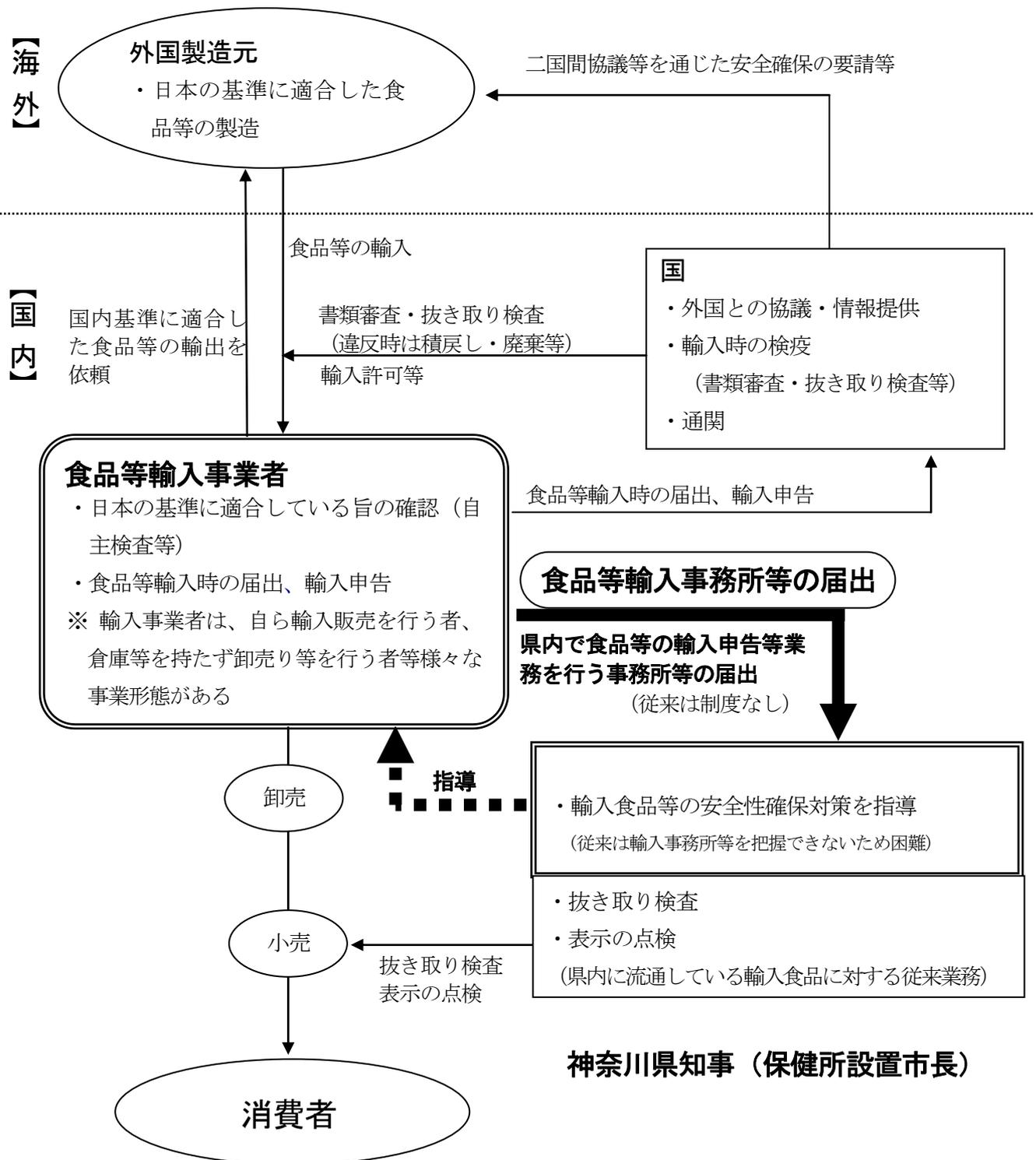
この「食品等輸入事務所等」とは、単に税関への申告書等を提出する担当者が所属している事務所や事業所ということではなく、食品等の輸入を行う事業者において、食品等の輸入

についての責任を有する者（社長、支店長、営業所長等）が所属する事務所等をいいます。

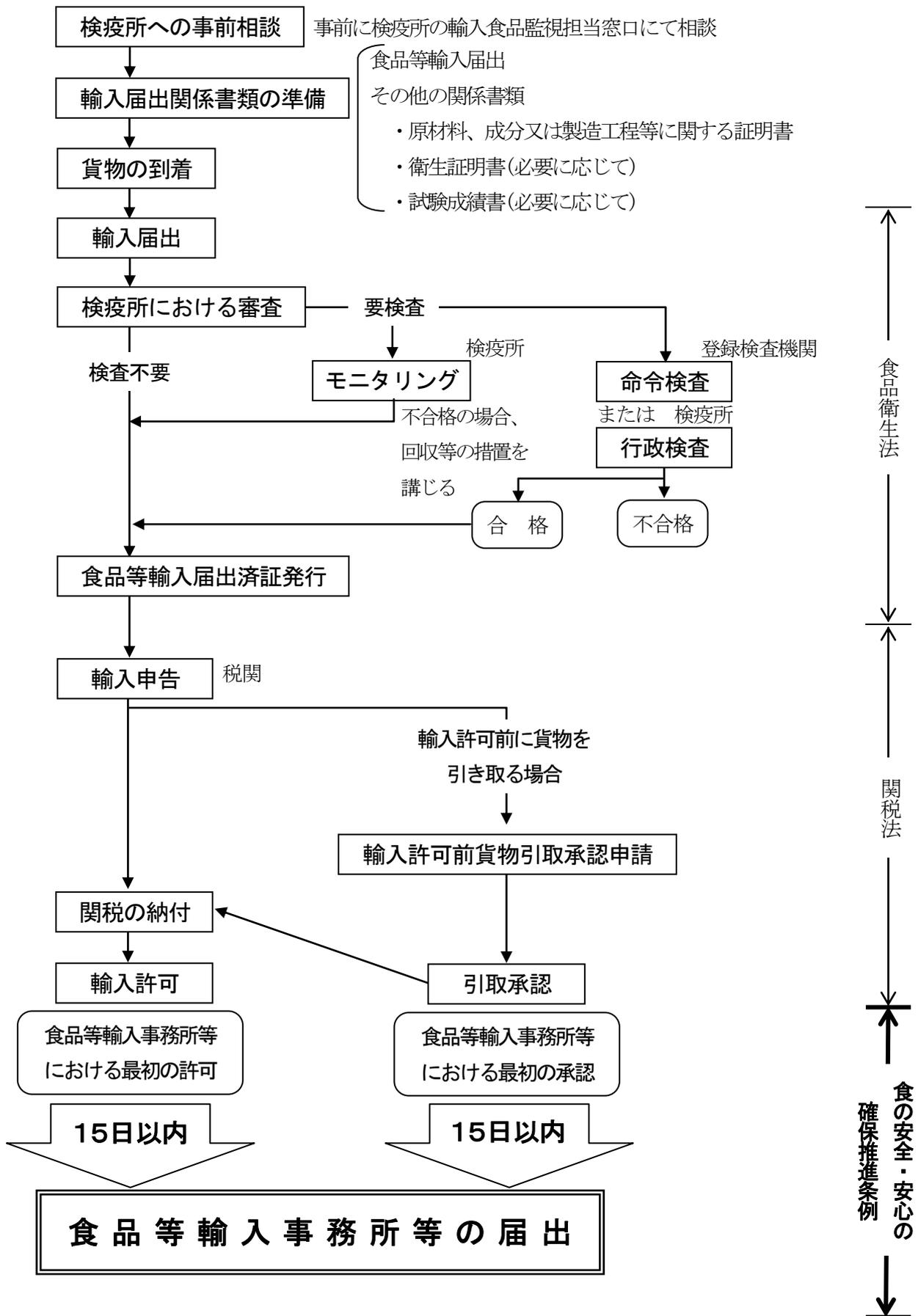
このため、このため、輸入した食品等の現物の扱い（例えば、貯蔵や保管、運搬など）がない事務所等も届出の対象となります。

なお、本制度は、食品等の輸入を行う事務所等の把握を目的としていますので、「食品等輸入事務所等」が県内に複数存在する場合には、それぞれの「食品等輸入事務所等」ごとに届出が必要となります（後記3(2)参照）。

食品等輸入事務所等の届出制度の概念図



食品等の輸入手続きにおける「食品等輸入事務所等の届出制度」



3 届出先

(1) 届出先 (施行規則第1条)

届出先は、報告を行う食品等輸入事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等や市保健所等となります。

食品等輸入事務所等の所在地	届出先
下記の5市以外の地域	県保健福祉事務所食品衛生課
	県保健福祉事務所各センター食品衛生課（または生活衛生課）
横浜市	各区福祉保健センター生活衛生課 （中央卸売市場内の事業者は本場食品衛生検査所）
川崎市	各区保健福祉センター（保健所）衛生課
相模原市	相模原市保健所生活衛生課（食品衛生担当・津久井担当）
横須賀市	横須賀市保健所生活衛生課
藤沢市	藤沢市保健所生活衛生課

(2) 複数の食品等輸入事務所等がある場合

本制度は、食品等の輸入業務を行う事務所等の把握を目的としていますので、食品等輸入事務所等が県内に複数存在する場合には、それぞれの食品等輸入事務所等ごとに届出が必要となります。それぞれの食品等輸入事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等又は市保健所等に届け出てください。

なお、食品等輸入事務所等が県内に複数存在する場合としては、次のような場合が考えられます。

【例】

県内に複数の支店（営業所）があり、食品の輸入に関する権限をそれぞれの支店（営業所）長に委任しており、その者の名で税関への輸入申告等を行うなど、輸入に関する責任者がそれぞれの支店（営業所）に存在する場合。

(3) 食品等輸入事務所等に移転する場合

食品等輸入事務所等を移転する場合は、食品等輸入事務所等の廃止と同じ扱いとなりますので、移転前の所在地を管轄する県保健福祉事務所等又は市保健所等に廃止の届出をした上で、移転後の事務所等で最初の輸入許可等を受けた日から15日以内に、その事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等又は市保健所等に新規の届出をしてください。

なお、移転前及び移転後の事務所等がいずれも同一の県保健福祉事務所等又は市保健所等の管内に所在する場合も同様の手続が必要です。

4 食品等輸入事務所等の届出

(1) 届出書の提出時期 (条例第15条第1項)

届出書の提出は、食品等輸入事務所等ごとに行う必要があります、その食品等輸入事務所等において受けた最初の輸入許可の日から15日以内に届出書を提出するのが原則ですが、その最初の輸入許可の前に輸入許可前における食品等の引取承認を受けている場合には、提出時期(期間)が異なりますので、下記の表で確認してください。

なお、食品等輸入事務所等につき、一度届出をすれば、食品等輸入事業者の住所・氏名または食品等輸入事務所等の名称・所在地の変更、あるいは食品等輸入事務所等の廃止がない限り、届出の必要はありません。

届出書の提出時期(期間)

最初の輸入許可等	届出書の提出時期(期間)
【原則】 食品等輸入事務所等において行った税関への輸入申告に基づく最初の輸入許可を受けた場合	最初の輸入許可の日から15日以内
【例外】 上記の最初の輸入許可の日の前に「輸入許可前における食品等の引取承認」を受けた場合	「輸入許可前における食品等の引取承認」の日から15日以内

【参考】

- 「最初の輸入許可の日から15日以内」とは、初日は算入しないので、例えば、次の日となります。

最初の輸入許可の日：5月1日 → 届出期限 5月16日

- 届出期限の日が休日(日曜日、土曜日、祝日、年末年始)にあたる場合は、その翌日が届出期限とみなされます。

(神奈川県の日を定める条例第2項)

(2) 食品等輸入事務所等届出書の作成 (条例第15条第1項、施行規則第4条第1項及び第2項)

食品等輸入事務所等届出書(施行規則第3号様式)に従って記入してください(29ページの記入例参照)。

「主要な輸入品目及び製造国名(生産国名)」欄については、この届出の時点で現に輸入した食品等に該当する項目だけではなく、今回届け出る食品等輸入事務所等において、今後、輸入する予定や可能性がある食品等が具体的に分かっている場合は、その食品等に該当する項目についても、記入(選択)してください。

その他、記入方法についての不明な点がございましたら、届出書の提出先にご確認ください。

(3) 届出書の提出方法

届出対象の食品等輸入事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等又は市保健所等に

直接持参してください。

(4) 届出用紙の入手

届出先の窓口で入手できます。

また、神奈川県ホームページ「かながわの食の安全・安心（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例）」からもダウンロードができます。

(5) 罰則 （条例第17条）

本制度による届出をせず、または虚偽の届出をした者には、5万円以下の過料が科されることがありますので注意してください。

【食品等輸入事務所等届出書の記入例】

第3号様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

食品等輸入事務所等届出書

平成28年4月1日

神奈川県知事

殿

（神奈川県〇〇〇保健福祉事務所長）

住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-1
 氏名 株式会社〇〇商会
 代表取締役 神奈川 花子
 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇- 〇〇〇〇

次の事務所（事業所）において、最初の輸入許可（輸入許可前における食品等の引取承認）を受けたので、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条第1項の規定により届け出ます。

食品等輸入事務所等の名称	株式会社〇〇商会本社	
食品等輸入事務所等の所在地	神奈川県〇〇市〇〇町1-1 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ番号 同上	
主要な輸入品目及び製造国名（生産国名）	主要な輸入品目	製造国名（生産国名）
	畜産食品	
	水産食品	
	農産食品	
	畜産加工品	アメリカ
	水産加工品	
	農産加工品	中国
	飲料	
	その他の食料品	
	添加物	
	器具	
容器包装		
備考	担当：株式会社〇〇商会 輸入第二課 電話番号 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇 電子メールアドレス	

備考 「主要な輸入品目」欄は、該当する輸入品目を○印で囲んでください。
 一部改正〔平成22年規則5号〕

5 食品等輸入事務所等の変更または廃止の届出

(1) 届出が必要な場合 (条例第 15 条第 2 項)

本制度により届け出た食品等輸入事務所等について、次のいずれかの事項に該当する場合は、「食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書」の提出が必要です。

- ① **食品等輸入事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）に変更があったとき**
例：商号の変更、事務所の移転、代表者の変更、住居表示の変更 等
- ② **食品等輸入事務所等の名称及び所在地に変更があったとき**
例：支社（営業所）名の変更、住居表示の変更 等
- ③ **食品等輸入事務所等を廃止したとき**
例：食品等の輸入業務の廃止^{※1}、支社（営業所）の閉鎖、食品等輸入事務所等の移転^{※2} 等

※1 食品等の輸入業務の廃止とは、事業者として食品等の輸入を取りやめる場合のほか、事業者としては食品等の輸入を継続するが、食品等の輸入申告等業務を食品等輸入事務所等として届け出た支社（営業所）から本社に移す場合なども含まれます。この場合、その支社（営業所）自体を閉鎖するかどうかは関係ありません（例えば、輸入業務をやめて販売業務のみを続ける場合にも廃止の届出が必要です。）。

※2 食品等輸入事務所等を移転した場合は廃止として扱います。なお、移転先が県内の場合は、移転先の事務所等で最初の輸入許可等を受けた後、新規の届出が必要となります（26 ページ参照）。

(2) 食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の提出時期 (条例第 15 条第 2 項)

変更、廃止があった時点で速やかに提出してください。

(3) 食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の作成 (条例第 15 条第 2 項、施行規則第 4 条第 3 項)

食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書（施行規則第 4 号様式）に従って記入してください（31 ページ及び 32 ページの記入例参照）。

記入方法についての不明な点がありましたら、届出書の提出先にご確認ください。

(4) 食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の提出方法

変更または廃止する食品等輸入事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等又は市保健所等に直接持参してください。

(5) 届出用紙の入手

届出先の窓口で入手できます。

また、神奈川県ホームページ「かながわの食の安全・安心（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例）」からもダウンロードができます。

【食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の記入例1】

＜食品等輸入事業者の名称（法人名）及び食品等輸入事務所等の名称の変更の場合＞

第4号様式（第4条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書

平成28年6月1日

神奈川県知事
 （神奈川県〇〇〇保健福祉事務所長）

住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-1
 氏名 株式会社〇〇〇商事
 代表取締役 神奈川 花子
 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇- 〇〇〇〇

平成28年4月1日に神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条第1項の規定による届出をした次の食品等輸入事務所等について、次のとおり届出事項を変更（廃止）したので、同条第2項の規定により報告します。

食品等輸入事務所等の名称		株式会社〇〇〇商事本社	
食品等輸入事務所等の所在地		神奈川県〇〇市〇〇町1-1 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ番号 同上	
変更内容	事項	食品等輸入事業者名称	食品等輸入事務所等名称
	変更前	株式会社〇〇商会	株式会社〇〇商会本社
	変更後	株式会社〇〇〇商事	株式会社〇〇〇商事本社
変更（廃止）年月日			
備考	考	担当：株式会社〇〇商事 輸入第二課 電話番号 〇〇〇(〇〇) 〇〇〇〇 電子メールアドレス	

備考 「事項」欄は、食品等輸入事業者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は食品等輸入事務所等の名称若しくは所在地のうち、該当するものについて記載してください。

一部改正〔平成22年規則5号〕

【食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書の記入例2】

<食品等輸入事務所等の廃止の場合>

食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書

平成28年6月1日

神奈川県知事

殿

(神奈川県〇〇〇保健福祉事務所長)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町1-1
 氏 名 株式会社〇〇〇商事
 代表取締役 神奈川 花子
 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇- 〇〇〇〇

平成28年4月1日に神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条第1項の規定による届出をした次の食品等輸入事務所等について、次のとおり届出事項を変更（廃止）したので、同条第2項の規定により報告します。

食品等輸入事務所等の名称		
食品等輸入事務所等の所在地		神奈川県〇〇市〇〇町1-1 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ番号 同上
変更内容	事項	
	変更前	
	変更後	
変更（廃止）年月日		平成28年6月1日
備考		

備考 「事項」欄は、食品等輸入事業者の氏名若しくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は食品等輸入事務所等の名称若しくは所在地のうち、該当するものについて記載してください。

一部改正〔平成22年規則5号〕

<付録 1 >

食品等の自主回収の報告に関するQ & A

－ 目 次 －

1 食品等の自主回収の報告制度の趣旨 (P36)

1-1	条例で自主回収の報告を義務づける理由は何ですか。
1-2	これまでも回収を行う場合には、保健福祉事務所等に相談していましたが、条例により報告が義務付けされることで、何が変わりますか。
1-3	報告することで事業者にメリットはあるのですか。
1-4	自主回収するよう行政指導を受けた食品についても、報告義務はありますか。

2 食品等の自主回収の報告制度の概要

(1) 特定事業者 (P36～39)

2-1	特定事業者のうち、「食品等を生産し、製造し、輸入し、又は加工することを営む食品関連事業者」の「組織する団体」とは、どのような団体ですか。
2-2	食品表示法に基づく固有記号を使用している販売者に報告義務が課されるのはなぜですか。
2-3	プライベートブランド商品について、販売者に報告義務が課されるのはなぜですか。
2-4	営業所は神奈川県内にあるが、本社は県外にある場合も、神奈川県に報告が必要ですか。
2-5	県内の事業所は、回収品の流通や回収に関わっていないのですが、この場合も報告が必要ですか。
2-6	神奈川県内には倉庫しかありませんが、報告は必要ですか。
2-7	県内には事務所がありませんが、倉庫業者に商品の保管や搬出入を委託しており、その倉庫業者が所有する県内の倉庫に商品を保管し、そこから直接販売している場合、報告は必要ですか。
2-8	県内に事務所・事業所がなくても、県内に食品等を流通させていれば、報告義務の対象とすべきではないですか。
2-9	社告やホームページで回収情報を提供しているのだから、報告対象からははずすことはできませんか。
2-10	店内施設で製造した食品を、その店頭で販売しており、購入者の多くは近隣住民なのですが、こうした場合も報告が必要ですか。
2-11	通信販売や宅配など、すべての販売先を把握できる場合にも報告が必要ですか。
2-12	スーパーマーケットのバックヤードや小売店において、肉や魚の細切等を行い販売した商品の回収に着手した場合も報告が必要ですか。

(2) 報告が義務付けられる回収事由 (P39～41)

2-13	報告すべき自主回収に該当するかどうか判断できない場合は、どうすればよいですか。
2-14	この報告制度は、県内に流通する食品等のすべてについて適用されるのですか。
2-15	JAS法や農薬取締法の規定に違反する事実があると思料して、自主回収を行う場合には、報告は必要ないのですか。
2-16	表示の基準に係る違反についても、例外なく、すべてを報告対象にすべきではないのですか。
2-17	食品表示法上、食品分類によっては、期限表示や保存方法の表示を省略できる場合がありますが、こうした省略可能な項目を省略せずに表示した際にその内容に誤りがあり、そのことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか。
2-18	印字機の不具合等で、表示が正しく読み取れないことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか。

2-19	消費期限（賞味期限）として「10.08.01」と表示すべき商品に「10.80.01」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。
2-20	消費期限（賞味期限）として、本来表示すべき期限よりわずかに後の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。
2-21	消費期限として「10.08.01 10:00」と表示すべき商品に、「10.08.01 16:00」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。
2-22	本来表示すべき消費期限（賞味期限）よりも前の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。
2-23	既に消費期限（賞味期限）を経過した商品を自主回収する場合、報告は必要ですか。
2-24	業務用の商品を自主回収する場合も報告が必要ですか。
2-25	自主回収する商品は非常に少ない量ですが、報告が必要ですか。
2-26	報告義務がない自主回収事例については、保健福祉事務所等又は市保健所等に連絡をしなくてもいいということですか。
2-27	いわゆる試供品を自主回収する場合も報告が必要ですか。

3 報告者及び報告先（P41～42）

3-1	県内に同格の営業所が2か所ある場合には、どこで報告すればいいですか。
3-2	プライベートブランド商品の回収について、製造者の本社と販売者の本社の両方が県内にある場合には、どちらが報告すべきですか。
3-3	他の事業所で製造(加工)された食品を販売している販売店が、回収に該当する事項を発見した場合、販売者が報告するのですか、それとも製造(加工)者が報告するのですか。
3-4	既に報告が義務付けられている自治体で報告しているのですが、神奈川県にも報告が必要ですか。
3-5	県内に本社があり、特定事業者に該当するので神奈川県に報告しましたが、製造施設が他県にある場合は、その県の保健所に相談や連絡をする必要はありませんか。

4 自主回収着手報告（P42～44）

4-1	保健福祉事務所等又は市保健所等にはいつの時点で相談・報告すればいいですか。
4-2	着手報告の詳細な内容は、自主回収に着手してもなかなか提出することができません。全ての項目に記入しないと受理してもらえません。
4-3	法人の場合、着手報告書の住所、氏名は、本社所在地と代表者氏名でなければなりません。
4-4	着手報告書の「出荷先又は販売店の名称及び所在地」には、県内の出荷先等のみを記入すればよいですか。
4-5	着手報告書の「出荷し、又は販売した数量」は、県内への出荷等の数量を記入しなければなりません。
4-6	着手報告書の「摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響」とは、どのようなことを記入すればよいのですか。
4-7	着手報告書の「備考欄」には、電子メールのアドレスを必ず書かなければなりません。
4-8	既に着手報告をしている製品の別ロット品について、同様の事由により自主回収を行う場合には、あらためて着手報告書を提出する必要はありますか。
4-9	自主回収に着手した日が閉庁日の場合はどのようにすればよいですか。
4-10	自主回収に着手した日が閉庁日で次の開庁日には回収が終了していた場合はどのようにすればよいですか。
4-11	自主回収に着手した日のうちに回収が終了した場合はどのようにすればよいですか。
4-12	着手報告書の提出は郵送やファックス、電子メールではいけません。

5 自主回収終了報告 (P44～45)

5-1	終了報告書は全て記入しないと受理してもらえませんか。
5-2	回収品に表示されている消費期限または賞味期限をもって回収終了としてよいですか。
5-3	終了報告書を提出しましたが、後から当該回収品が少量回収されました。この場合、再度報告書を提出する必要がありますか。
5-4	終了報告書の提出は郵送やファックス、電子メールではいけませんか。
5-5	消費者の手元に回収品が残っている可能性がある場合には、回収終了とはできないということですか。

6 公表 (P45～46)

6-1	「摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響」は、事業者が報告した内容がそのまま公表されるのですか。
6-2	県が公表するのだから、社告等による公表は必要ありませんか。
6-3	着手報告と終了報告が同時になってしまった場合は、どのように公表されますか。

7 自主回収着手報告の取下げ等 (P46)

7-1	報告後に条例に基づく報告義務の対象外であることが判明した場合は、どのようにすればよいですか。
7-2	自主回収の報告をすれば、食品衛生法違反又は食品表示法違反であっても行政処分を受けることはありませんか。
7-3	報告をしなかった場合の罰則はないのですか。

(注釈)

保健福祉事務所等：保健福祉事務所又は保健福祉事務所各センターを示します。

保健福祉事務所長等：保健福祉事務所長又は保健福祉事務所各センター所長を示します。

1 食品等の自主回収の報告制度の趣旨

Q 1-1 条例で自主回収の報告を義務づける理由は何ですか。

(A 1-1)

現在も事業者が食品等を自主的に回収することが行われており、その自主回収の情報は事業者が行う社告や店頭告知により提供されていますが、その情報提供は任意の取組みであることから、必ずしも、県民に対して十分に情報提供されているとはいえません。

そこで、条例に基づき、食品等の自主回収の報告を義務づけ、行政が自主回収情報を的確に把握し、県民に対してその情報を適切に提供することで、自主回収されている食品を誤って県民が飲食することを防止することにつながるとともに、事業者における回収を促進することができると考えています。

Q 1-2 これまでも回収を行う場合には、保健福祉事務所等に相談していましたが、条例により報告が義務付けされることで、何が変わりますか。

(A 1-2)

現在、自主回収の実施を広く周知するため、事業者による社告や店頭告知が行われていますが、その方法や内容について統一されているわけではありません。

そこで、条例で事業者に自主回収の報告を義務づけることにより、県全域で一定のルールに基づいて自主回収の情報を公表することが可能となり、県民の健康被害の発生を防止するとともに、回収対象品の回収をより一層促進することができると考えています。

Q 1-3 報告することで事業者にメリットはあるのですか。

(A 1-3)

事業者が報告した自主回収の情報を、県がホームページに掲載し、広く公表することで、回収がよりスムーズに行われるようになります。

Q 1-4 自主回収するよう行政指導を受けた食品についても、報告義務はありますか。

(A 1-4)

県民の健康被害の発生を防止するための情報については、もれなく県民に情報提供する必要があると考えます。そのため、県保健福祉事務所等（市保健所等）による行政指導の有無に関わらず、自主回収を行う場合には、その情報を公表する必要がありますので、報告していただくこととなります。

ただし、食品衛生法又は食品表示法に基づく回収命令により回収を行う場合には、本制度の対象外です。

2 食品等の自主回収の報告制度の概要

(1) 特定事業者

Q 2-1 特定事業者のうち、「食品等を生産し、製造し、輸入し、又は加工することを営む食品関連事業者」の「組織する団体」とは、どのような団体ですか。

(A 2-1)

例えば、個別の農家が生産した野菜や果物について、自主回収が行われる場合には、その生産者である個別の農家ではなく、その農家が構成員である農業者団体が回収主体となることも考えられます。こうした回収主体となる団体が、特定事業者に該当する団体となります。

Q 2-2 食品表示法に基づく固有記号を使用している販売者に報告義務が課されるのはなぜですか。

(A 2-2)

固有記号による表示は、食品表示法で定められている製造者の表示に代えて、販売者と製造所固有の記号を表示するもので、販売者と製造者が事前に消費者庁長官（平成21年8月31日以前は厚生労働大臣）に届け出たものです。

したがって、固有記号を使用する販売者は、製造者とともに食品の安全性の確保に一義的な責任を有し、自主回収の判断にも関与することがあると考えられます。

そこで、製造者とともに固有記号を使用している販売者にも報告義務が課されています。

Q 2-3 プライベートブランド商品について、販売者に報告義務が課されるのはなぜですか。

(A 2-3)

プライベートブランド商品は、そのブランドの知名度や信頼に基づき販売されているものであり、販売者であるブランド企業は、製造者とともに食品の安全性の確保に一義的な責任を有し、自主回収の判断にも関与することがあると考えられます。

そこで、プライベートブランド商品については、製造者とともに販売者にも報告義務が課されています。

Q 2-4 営業所は神奈川県内にあるが、本社は県外にある場合も、神奈川県に報告が必要ですか。

(A 2-4)

条例では、食品関連事業者の責務として、その事業活動を通じて食の安全・安心の確保を図ることを定めています。

このことから、県外に本社を置く事業者であっても、県内に食品等を流通させていれば、その食品等の安全性の確保について県民に対する責任があるものと考えます。

そこで、県内に事務所または事業所を有する事業者には報告義務が課されています。

Q 2-5 県内の事業所は、回収品の流通や回収に関わっていないのですが、この場合も報告が必要ですか。

(A 2-5)

条例では、食品関連事業者の責務として、その事業活動を通じて食の安全・安心の確保を図ることを定めているため、県内に食品等を取り扱う事務所または事業所があれば、その食品等の安全性の確保について県民に対する責任があるものと考えます。

このことから、特定事業者には、県内事務所等の回収品の流通や回収への関与に関わらず、報告義務を課しています。

ただし、例えば、県外に本社を置き、県内に営業所を置く総合商社が、その輸入した食品の自主回収を行う場合、県内の営業所では機械部品のみを扱い、食品等を扱っていない場合には、特定事業者には該当しませんので、報告の必要はありません。

Q 2-6 神奈川県内には倉庫しかありませんが、報告は必要ですか。

(A 2-6)

県内に事務所のほか、製造所や倉庫などの事業所が所在するのであれば、その事業者は特定事業者該当しますので、食品等の自主回収に着手した場合には、報告が必要です。

なお、報告にあたっては、報告内容について事業者の本部（本社、営業本部等）と十分に調整を行い、県内に所在する事務所または事業所の管理者の責任において報告書を提出してください。

Q 2-7 県内には事務所がありませんが、倉庫業者に商品の保管や搬出入を委託しており、その倉庫業者が所有する県内の倉庫に商品を保管し、そこから直接販売している場合、報告は必要ですか。

(A 2-7)

県内に事務所または事業所がない場合は、本制度による報告が必要な特定事業者には該当しませんので、報告の必要はありません。

Q 2-8 県内に事務所・事業所がなくても、県内に食品等を流通させていれば、報告義務の対象とすべきではないですか。

(A 2-8)

条例は、県内にのみ効力を有しますので、県内に事務所または事業所を有しない事業者に本制度を適用することは難しいと考えます。

Q 2-9 社告やホームページで回収情報を提供しているのだから、報告対象からはずすことはできませんか。

(A 2-9)

社告を新聞紙上に掲載したとしても、一過性の情報提供ですし、すべての全国紙に掲載されるには限りません。

また、各事業者がインターネットのホームページにより情報提供していたとしても、県民は事業者ごとにホームページを確認しなければなりません。

こうしたことから、食品等による県民の健康被害の発生を防止するためには、県としても回収情報の提供に取り組むことが必要と考えますので、社告等の実施の有無に関わらず、事業者には報告をいただくこととしています。

Q 2-10 店内施設で製造した食品を、その店頭で販売しており、購入者の多くは近隣住民なのですが、こうした場合も報告が必要ですか。

(A 2-10)

購入者が近隣の居住者であれば、店頭告知により自主回収の情報を伝達することが可能とは思いますが、すべての購入者がその告知を見るときは限りませんし、遠方の者が購入していた場合も否定できません。

そこで、食品等による県民の健康被害の発生を防止するためには、県民への情報提供に万全を期す必要がありますので、このような場合にも報告していただき、その情報を県民に公表することとしています。

Q 2-11 通信販売や宅配など、すべての販売先を把握できる場合にも報告が必要ですか。

(A 2-11)

販売先が限定され、購入者リスト等により、購入者を特定できる場合には、自主回収を行う事業者が個別に購入者に連絡し、直接回収することが容易だと思われませんが、何らかの事情によりダイレクトメールが届かないなど、事業者からの連絡だけでは、すべての購入者への連絡が行き届かないことも考えられます。

そこで、県民への情報提供に万全を期すため、このような場合にも報告していただき、その情報

を県民に公表することとしています。

ただし、購入者がすべて県外のみと特定できた場合には、第 14 条第 2 項（報告義務の例外）第 2 号の「回収の対象となる食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合」に該当するので、報告の必要はありません。

Q 2-12 スーパーマーケットのバックヤードや小売店において、肉や魚の細切等を行い販売した商品の回収に着手した場合も報告が必要ですか。

(A 2-12)

本制度では、「食肉販売業」及び「魚介類販売業」を営む事業者については、主として「販売」を営む事業者と位置付け、特定事業者の定義（第 4 項第 1 号）でいう「加工することを営む者」の範囲に含めないこととしており、本制度による報告の必要はありません。

(2) 報告が義務付けられる回収事由

Q 2-13 報告すべき自主回収に該当するかどうか判断できない場合は、どうすればよいですか。

(A 2-13)

報告すべきかどうか判断に迷うような場合に限らず、食品等の自主的な回収に着手しようとする場合には、まずは、県保健福祉事務所等（市保健所等）にご連絡いただくようお願いします。

Q 2-14 この報告制度は、県内に流通する食品等のすべてについて適用されるのですか。

(A 2-14)

原則として、県内に流通する食品等のすべてが対象ですが、報告義務があるのは、県内に事務所または事業所を有する事業者になりますので、県内に事務所・事業所がない事業者には報告義務はありません。

また、県内の事業所で製造や加工、輸入された食品等であっても、県民に販売されていないことが明らかである場合には、本制度による報告の必要はありません。

Q 2-15 JAS法や農薬取締法の規定に違反する事実があると思料して、自主回収を行う場合には、報告は必要ないのですか。

(A 2-15)

本制度は、「食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思料」して食品等の自主回収に着手した場合に報告を義務づけるものですので、食品衛生法及び食品表示法以外の法令の規定に違反する事実があると思料して、食品等の自主回収を行う場合には、本制度による報告の必要はありません。

Q 2-16 表示の基準に係る違反についても、例外なく、すべてを報告対象にすべきではないですか。

(A 2-16)

本報告制度は、食品による健康被害の発生を防止することを目的としていますので、食品表示に係る違反については、健康への悪影響を及ぼすおそれのある、

- ① 期限の表示
- ② 特定原材料の表示
- ③ 保存方法の表示

に係る違反する事実があると思料する場合に限って報告対象としています。

このため、直ちに健康被害につながるおそれのない、例えば、製造所の所在地の表示の誤りなどについては、報告対象としていません。

Q 2-17 食品表示法上、食品分類によっては、期限表示や保存方法の表示を省略できる場合がありますが、こうした省略可能な項目を省略せずに表示した際にその内容に誤りがあり、そのことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか。

(A 2-17)

省略可能な項目を省略せずに表示した場合で、かつ、期限表示や保存方法の表示に誤りがあった場合、このことを理由に自主回収に着手したのであれば、本制度による報告が必要です。

Q 2-18 印字機の不具合等で、表示が正しく読み取れないことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか。

(A 2-18)

食品表示が正しく読み取れない場合は、本来表示すべき事項が表示されていない状態と同じといえますので、期限の表示、特定原材料の表示及び保存方法に係る表示である場合には、本制度による報告が必要です。

Q 2-19 消費期限（賞味期限）として「10.08.01」と表示すべき商品に「10.80.01」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-19)

このような表示は意味をなさないものであり、本来表示すべき事項が表示されていない状態と同じといえますので、本制度による報告が必要です。

Q 2-20 消費期限（賞味期限）として、本来表示すべき期限よりわずかに後の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-20)

健康への悪影響を及ぼすおそれは少ないとは考えられますが、本来表示すべき事項が表示されていないことから、食品表示法の規定に違反する事実があるものと思料されますので、本制度による報告が必要です。

Q 2-21 消費期限として「10.08.01 10:00」と表示すべき商品に、「10.08.01 16:00」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-21)

食品表示法で義務づけている消費期限の表示は年月日であることから、時刻に誤りがある場合は、食品表示法の表示の基準に違反するものとはいえませんので、本制度による報告の必要はありません。

Q 2-22 本来表示すべき消費期限（賞味期限）よりも前の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか。

(A 2-22)

本来表示すべき期限よりも前の日付を記載することは、明らかに基準に合わない表示とはいえないので、本制度による報告の必要はありません。

Q 2-23 既に消費期限（賞味期限）を経過した商品を自主回収する場合、報告は必要ですか。

(A 2-23)

消費期限（賞味期限）を経過したからといって、直ちに県民が飲食する可能性がなくなるということはないため、県民に対して、自主回収情報を公表する必要があると考えます。そのため、本制度による報告が必要です。

Q 2-24 業務用の商品を自主回収する場合も報告が必要ですか。

(A 2-24)

業務用の食品であっても、スーパーマーケットやディスカウントショップ等では、個人消費者向けに販売されることもありますので、「業務用」であることだけを理由に報告義務の対象外とはなりません。

ただし、販売先が特定の業者に限定されており、一般消費者へ販売されていないことが明らかである場合は、第 14 条第 2 項（報告義務の例外）第 2 号の「回収の対象となる食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合」に該当するといえるので、報告の必要はありません。（この場合、販売先の業者が、さらに当該食品等の小分け製造等を行い県民に販売し、その製品の自主回収に着手したときは、当該業者に報告義務が生じることとなります。）

Q 2-25 自主回収する商品は非常に少ない量ですが、報告が必要ですか。

(A 2-25)

市場での流通量が少量であっても、県民が飲食した場合には、健康に悪影響が生じるおそれがありますので、県民に対して、自主回収情報を公表する必要があると考えます。そのため、本制度による報告が必要です。

Q 2-26 報告義務がない自主回収事例については、保健福祉事務所等又は市保健所等に連絡をしなくてもいいということですか。

(A 2-26)

事業者では食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実はないと考えても、実際には、食品衛生法又は食品表示法の規定に違反しているような場合も考えられます。

また、報告義務の対象でなくても、県として、食品衛生法又は食品表示法に基づく指導や改善状況の確認をする必要がありますし、他の自治体や県民からの問い合わせも想定されます。

そこで、理由の如何を問わず、食品等の自主回収に着手しようとする場合には、県保健福祉事務所等（市保健所等）にご連絡いただくようお願いします。

Q 2-27 いわゆる試供品を自主回収する場合も報告が必要ですか。

(A 2-27)

不特定または多数の者に対して販売以外で授与される食品等についても、販売される場合と同様、食品衛生法又は食品表示法が適用されますので、いわゆる試供品についても、食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があるものと思料して自主回収に着手した場合は、本制度による報告が必要です。

3 報告者及び報告先

Q 3-1 県内に同格の営業所が2か所ある場合には、どこで報告すればいいですか。

(A 3-1)

複数の事務所・事業所が、報告対象である自主回収について同程度の関わりを有する場合は、事業者において報告する窓口を一本化し、窓口となる事務所等から報告してください。

なお、複数の事務所・事業所が、県保健福祉事務所等の所管区域と保健所を設置する市の両方にある場合（例：厚木市と相模原市に営業所がある場合）や、2以上の保健所を設置する市にある場合（例：横浜市と川崎市に営業所がある場合）についても、同様の取扱いとなります（県と市、または複数の市に対してそれぞれ報告する必要はありません）。

Q 3-2 プライベートブランド商品の回収について、製造者の本社と販売者の本社の両方が県内にある場合には、どちらが報告すべきですか。

(A 3-2)

プライベートブランド商品を販売する事業者（自社ブランドとして販売する者）も報告義務の対象ですが、これは、製造者の報告義務を否定するものではありません。

プライベートブランド商品の自主回収については、製造者と販売者で相談の上、自主回収を主体となって行う事業者が報告してください。

Q 3-3 他の事業所で製造(加工)された食品を販売している販売店が、回収に該当する事項を発見した場合、販売者が報告するのですか、それとも製造(加工)者が報告するのですか。

(A 3-3)

本制度により報告が必要な販売者は、製造者の製造所固有記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者または商品に自社（自店）名を冠する（プライベートブランド商品）販売者に限られます。そのため、こうした販売者が自主回収に着手した場合には、本制度による報告が必要ですが、そうでない場合には本制度による報告は必要ありません（製造者が自主回収に着手した場合には、その製造者が報告する必要があります）。

なお、製造者と本制度による報告が必要な販売者が共同して自主回収に着手した場合は、製造者と販売者で相談の上、自主回収を主体となって行う事業者が報告してください。

Q 3-4 既に報告が義務付けられている自治体で報告しているのですが、神奈川県にも報告が必要ですか。

(A 3-4)

条例では、食品関連事業者の責務として、その事業活動を通じて食の安全・安心の確保を図ることを定めています。

このことから、県内に食品等を流通させている事業者には、その食品等の安全性の確保について県民に対する責任があるものと考えます。

そこで、県内に事務所または事業所を有する事業者には、他の自治体での報告の有無に関わらず、本県にも報告していただくこととしています。

Q 3-5 県内に本社があり、特定事業者に該当するので神奈川県に報告しましたが、製造施設が他県にある場合は、その県の保健所に相談や連絡をする必要はありませんか。

(A 3-5)

自主回収を行う原因となった施設を所管する保健所が当該施設に対して指導等を行うことは、食

品衛生法又は食品表示法上、当然の役割ですので、製造施設を所管する都道府県市の保健所にも連絡し、その指示に従ってください。

4 自主回収着手報告

Q 4 - 1 保健福祉事務所等（市保健所等）にはいつの時点で相談・報告すればいいですか。

(A 4 - 1)

自主回収の着手報告をしていただくのは、実際に回収に着手した後ですが、報告すべき要件に該当するか否かなど、事前に確認させていただきたい点もありますので、自主回収を検討している場合は、できるだけ早く県保健福祉事務所等（市保健所等）にご連絡いただくようお願いします。

なお、神奈川県では、回収の有無に関わらず、「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」により、営業者は、その取り扱う食品等が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき、保健福祉事務所長又は保健福祉事務所各センター所長（以下「保健福祉事務所長等」という。）

（藤沢市保健所長）及び消費者に対して、健康被害の発生を防止するために必要な情報提供を行うよう努めること、及びその取り扱う食品等に起因する消費者の健康被害の発生またはその取り扱う食品等が法に違反するものであることを知ったとき、保健福祉事務所長等（藤沢市保健所長）に対して、速やかに、当該食品等に係る情報提供を行うものとされています（平成21年10月1日施行）。

Q 4 - 2 着手報告の詳細な内容は、自主回収に着手してもなかなか提出することができません。全ての項目に記入しないと受理してもらえませんか。

(A 4 - 2)

報告書のすべての項目を記入の上、提出いただくことが望ましいですが、回収の対象となる食品等の「出荷し、又は販売した年月日」、「出荷先又は販売店の名称及び所在地」及び「出荷し、又は販売した数量」については、把握に相当程度時間がかかる場合もあるかと思いますので、その他の事項が記入されていれば、県保健福祉事務所長等（市保健所等）は着手報告を受理することとしています。

この場合、回収の対象となる食品等の「出荷し、又は販売した年月日」、「出荷先又は販売店の名称及び所在地」及び「出荷し、又は販売した数量」については、確認次第、後日お知らせください。

Q 4 - 3 法人の場合、着手報告書の住所、氏名は、本社所在地と代表者氏名でなければなりませんか。

(A 4 - 3)

報告に対する責任を明確にするには、組織の代表者から報告していただくことが必要と考えますので、報告者が法人の場合には、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください（代表者印は必要ありません）。

なお、報告の実務を担当する部署や担当者については、食品等自主回収着手報告書の裏面の「備考」欄に記入してください。

Q 4 - 4 着手報告書の「出荷先又は販売店の名称及び所在地」には、県内の出荷先等のみを記入すればよいですか。

(A 4 - 4)

県内の出荷先または販売店だけでなく、回収の対象となる食品等のすべての出荷先等を報告して

ください。

なお、報告書に書ききれない場合は、リストを添付してください。

Q 4-5 着手報告書の「出荷し、又は販売した数量」は、県内へのお荷等の数量を記入しなければなりませんか。

(A 4-5)

県内にお荷（販売）した数量ではなく、県外を含めたすべてのお荷（販売）量を記入してください。

ただし、県内のお荷量または販売量が容易に把握できる場合には、内訳として併せて記入してください。

なお、報告書に書ききれない場合は、リストを添付してください。

Q 4-6 着手報告書の「摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響」とは、どのようなことを記入すればよいのですか。

(A 4-6)

「通常の食べ方であれば問題なし」、「場合によっては下痢等の症状を起こすことがある」など、事業者による自主検査の結果等から把握できる範囲で記入してください。

Q 4-7 着手報告書の「備考欄」には、電子メールのアドレスを必ず書かなければなりませんか。

(A 4-7)

電子メールのアドレスは必須ではありませんが、ご報告いただいた内容等について、報告書を受理した県保健福祉事務所等（市保健所等）から問い合わせをさせていただく場合がありますので、当該報告についてのご担当者の連絡先（電話、ファックス、電子メールアドレス）の記入にご協力くださるようお願いいたします。

Q 4-8 既に着手報告をしている製品の別ロット品について、同様の事由により自主回収を行う場合には、あらためて着手報告書を提出する必要はありますか。

(A 4-8)

既に受理した食品等自主回収着手報告書に係る自主回収とは別の自主回収にあたりと考えるので、別途、自主回収着手報告書を提出していただくことになります。

なお、この場合は、自主回収情報の公表においても、別の自主回収情報として扱います。

Q 4-9 自主回収に着手した日が閉庁日の場合はどのようにすればよいですか。

(A 4-9)

自主回収を検討するような事態が発生した際には、速やかに最寄りの県保健福祉事務所等（市保健所等）に必ずご連絡ください。

食品等自主回収着手報告書は、自主回収の着手後速やかに提出することとされていますので、直近の開庁日に提出してください。

Q 4-10 自主回収に着手した日が閉庁日で次の開庁日には回収が終了していた場合はどのようにすればよいですか。

(A 4-10)

報告義務の対象外とはなりませんので、次の開庁日に食品等自主回収着手報告書と食品等自主回

収終了報告書を同時に提出してください。

なお、自主回収を検討するような事態が発生した際には、速やかに最寄りの県保健福祉事務所等又は市保健所等に必ずご連絡ください。

Q 4-11 自主回収に着手した日のうちに回収が終了した場合はどのようにすればよいですか。

(A 4-11)

報告義務の対象外とはなりませんので、食品等自主回収着手報告書と食品等自主回収終了報告書を同時に提出してください。

なお、食品等の自主的な回収に着手しようとする場合には、できるだけ事前に県保健福祉事務所等（市保健所等）にご連絡くださるようお願いいたします。

Q 4-12 着手報告書の提出は郵送やファックス、電子メールではいけませんか。

(A 4-12)

県保健福祉事務所等（市保健所等）では、食品衛生法又は食品表示法に基づき、必要に応じて、適切な回収や再発防止等について助言や指導を行うため、本制度による着手報告の際に自主回収の状況をお伺いしますので、県保健福祉事務所等又は市保健所等の窓口にお越しいただくことを原則としています。

5 自主回収終了報告

Q 5-1 終了報告書は全て記入しないと受理してもらえませんか。

(A 5-1)

回収が終了した旨を県民に情報提供するため、「再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容」以外の項目が記載されていれば、県保健福祉事務所等（市保健所等）は終了報告を受理することとしています。

この場合、「再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容」は、確認次第、後日お知らせください。

Q 5-2 回収品に表示されている消費期限または賞味期限をもって回収終了としてよいですか。

(A 5-2)

「回収を終了したとき」とは、特定事業者が把握している納入先から回収して、所定の場所への保管を確認した時点をいいますので、一概に表示上の期限をもって回収終了と扱うことはできません。

しかし、冷凍保存できないなど、製品の特性等から、表示上の期限をもって回収終了と扱うことが適当な場合もありますので、個別の事例については、食品等自主回収着手報告書を提出した県保健福祉事務所等（市保健所等）にご相談ください。

Q 5-3 終了報告書を提出しましたが、後から当該回収品が少量回収されました。この場合、再度報告書を提出する必要がありますか。

(A 5-3)

まずは、食品等自主回収終了報告書を提出した県保健福祉事務所等（市保健所等）にご連絡ください。県保健福祉事務所等（市保健所等）では、状況をお伺いした上で、必要に応じて、再度回収に着手するよう指導することがあります。こうした指導や事業者自らの判断により再度の回収に着

手した場合には、あらためて食品等自主回収着手報告書を提出してください。

なお、このような事態にならないよう、自主回収の終了の判断については、慎重に行うようお願いいたします。

Q 5-4 終了報告書の提出は郵送やファックス、電子メールではいけませんか。

(A 5-4)

県保健福祉事務所等（市保健所等）では、食品衛生法又は食品表示法に基づき、必要に応じて、回収品の処分や再発防止等について助言や指導を行うため、本制度による終了報告の際に自主回収の状況をお伺いしますので、県保健福祉事務所等（市保健所等）の窓口にお越しいただくことを原則としています。

Q 5-5 消費者の手元に回収品が残っている可能性がある場合には、回収終了とはできないということですか。

(A 5-5)

消費者の手元にどのくらいの回収対象品が残っているかどうかは、回収対象品の形態や期限のほか、回収の着手時期や事業者による周知の方法、頻度などに左右されますので、回収の終了については、こういった状況を総合的に勘案して、事業者が判断することになります。

なお、事業者の回収方法が適切でないことにより、速やかな回収が進まない場合には、食品衛生法又は食品表示法に基づき、県（市）が回収方法の改善等を指導することとなります。

6 公表

Q 6-1 「摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響」は、事業者が報告した内容がそのまま公表されるのですか。

(A 6-1)

原則として、事業者からの報告内容をそのまま公表しますが、必要に応じて注釈を加えるなど、県民にとってよりわかりやすい表現で公表することもあります。

Q 6-2 県が公表するのだから、社告等による公表は必要ありませんか。

(A 6-2)

条例では、食品関連事業者の責務として、その取り扱う食品等に係る食の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報提供に努めなければならないとしています。

このことから、事業者としても、積極的に社告やホームページ、店頭での告知に努めていただくようお願いします。

Q 6-3 着手報告と終了報告が同時になってしまった場合は、どのように公表されますか。

(A 6-3)

やむを得ず着手報告と終了報告が同時にされた場合（例：Q 4-10の場合）には、着手報告の内容と終了報告がなされた旨を併せてホームページ等で公表することになります。

7 自主回収着手報告の取下げ等

Q 7-1 報告後に条例に基づく報告義務の対象外であることが判明した場合は、どのようにすればよいですか。

(A7-1)

まずは、食品等自主回収着手報告書を提出した県保健福祉事務所等（市保健所等）にご連絡ください。事情や状況をお伺いした上で、報告義務の対象外であると判断できる場合は、報告の取下げをしていただくことになります。

Q7-2 自主回収の報告をすれば、食品衛生法違反又は食品表示法違反であっても行政処分を受けることはありませんか。

(A7-2)

本制度の目的は、事業者の自主的な取組である自主回収について報告いただき、県がそれを公表することで、県民の健康被害を防止しようとするものです。

したがって、自主回収が適切に行われ、健康被害の排除が確実に行われている場合、当該食品等に対してあえて行政命令等を行う必要性は乏しいものと考えられます。

しかし、現に健康被害が発生している場合、事業者では原因究明が困難で事業者自身では再発防止対策がとれない場合、回収方法等が不適切で迅速かつ確実な回収が期待できない場合など、県が積極的に関与する必要がある場合には、回収命令等の行政命令等の措置をとることになります。

Q7-3 報告をしなかった場合の罰則はないのですか。

(A7-3)

自主回収の行為自体が任意の行為ですので、仮に、こうした任意の行為の報告を義務づける制度において、報告しないことに罰則を科した場合には、事業者が自主回収に着手すること自体を躊躇することにつながるおそれもあることから、罰則は設けていません。

<付録2>

食品等輸入事務所等の届出に関するQ & A

－ 目 次 －

1 食品等輸入事務所等の届出制度の趣旨 (P49)

1-1	食品等輸入事務所等の届出を義務づける理由は何ですか。
1-2	検疫所への輸入届や税関への輸入申告を行っているのだから、県はそこから情報を入手すればよく、別に届出を義務づける必要はないのではないですか。
1-3	食品を継続的に個人輸入する場合は届出が必要ですか。
1-4	県内の事務所で最初に輸入する食品について、検疫所から積戻しなどの処分を受けたため、税関の輸入許可が得られなかった場合にも食品等輸入事務所等の届出が必要ですか。
1-5	以前、県内の事務所で食品の輸入をしたことがあるのですが、今後、行うかどうかは決まっています。このような場合も届出は必要ですか。

2 食品等輸入事務所等の届出制度の概要

(1) 「食品等」の範囲 (P50)

2-1	食用とするために、生きた魚を輸入する場合、届出対象となりますか。
-----	----------------------------------

(2) 「輸入」とは (P50)

2-2	日本の船舶が外国の領海あるいは公海上で漁獲した食用の魚介類を、県内の漁港に水揚げする場合は、届出が必要ですか。
-----	---

(3) 届出の対象となる事務所等 (P50～52)

2-3	法人登記をしているのは東京都ですが、実際に輸入申告等業務を行う事務所は県内にある場合、届出は必要ですか。
2-4	法人登記しているのは神奈川県ですが、実際に輸入申告等業務を行う事務所は県内にはなく、都内にある場合、届出は必要ですか。
2-5	輸入申告等業務を行う事務所は都内にありますが、荷揚げだけは横浜港で行う（県内に事務所等はない）場合、届出は必要ですか。
2-6	輸入申告等業務を行う事務所は県外にありますが、輸入食品等を扱う営業所や物流センター、倉庫等が県内に存在する場合、届出は必要ですか。
2-7	食品等輸入事業者の事務所等が県内に複数ある場合であっても、届出対象は食品等の輸入申告等業務を行う事務所等のみでいいですか。
2-8	県内にあるのが倉庫だけであっても、その倉庫で輸入申告等業務を行っていれば、食品等輸入事務所等に該当し、届出対象ということでもいいですか。
2-9	現品を取り扱わず、伝票のみで、輸入及び販売を行っているが、届出対象となりますか。
2-10	輸入申告等業務を行う事業所で、輸入した食品を原材料にして、食品を製造販売しているのですが、届出が必要ですか。
2-11	他県の港に輸入した食品を、県内の事業所に運び、表示や小分けをして販売する場合、届出が必要ですか。
2-12	横浜税関で輸入許可を受け、県内の倉庫に納品された場合、届出が必要ですか。

3 届出をする者及び届出先 (P52)

3-1	税関への輸入申告は当社の名で行うのですが、実際の手続は通関業者に代行してもらいます。この場合は、誰が届け出ればよいのですか。
3-2	県内に複数の食品等輸入事務所等がある場合、主たる事業所等を所管する保健福祉事務所等（市保健所等）にまとめて届出することは可能ですか。

4 食品等輸入事務所等の届出 (P52～53)

4-1	食品の輸入は定期的に行うわけではないのですが、一度届出を出せば、事務所を廃止しない限り届出は有効ですか。
4-2	現に輸入業務を行っている者は、いつまでに届出をするのですか。
4-3	届出書の提出は、ファクシミリ、郵送による届出あるいは電子届出でも可能ですか。

4-4	届出の際、必要な書類はありますか。
4-5	届出の際、手数料は必要ですか。
4-6	罰則を設けた理由は何ですか。

5 食品等輸入事務所等の変更または廃止の届出 (P53～54)

5-1	法人の代表者を変更した場合も変更の届出が必要ですか。
5-2	県内で食品等輸入事務所等が移転した場合は、変更の届出でいいのですか。それとも、一旦、廃止の届出をした上で、新規の届出を行う必要がありますか。
5-3	県外に食品等輸入事務所等が移転した場合は、変更の届出でいいのですか。それとも、廃止の届出を行う必要がありますか。
5-4	食品等輸入事業者や食品等輸入事務所等の所在地について、住居表示が実施された場合、変更の届出は必要ですか。
5-5	食品等輸入事務所等の廃止とは、具体的にどのような場合をいいますか。
5-6	事務所等は廃止（閉鎖）しませんが、食品等の輸入業務を止めた場合、届け出る必要はありますか。
5-7	いったん廃止の届出をした後で、輸入業務を再開した場合は、何か手続が必要ですか。
5-8	変更の届出の際、必要な書類はありますか。

6 その他 (P54～55)

6-1	届出をした食品等輸入事務所等に対して、県はどのようなことを行って輸入食品の安全性を確保するのですか。
6-2	食品等の輸入を新たに始める場合、この届出のほかに食品衛生法関係の保健所への届出等が必要ですか。

(注釈)

保健福祉事務所等 : 保健福祉事務所又は保健福祉事務所各センターを示します。

保健福祉事務所長等 : 保健福祉事務所長又は保健福祉事務所各センター所長を示します。

1 食品等輸入事務所等の届出制度の趣旨

Q 1-1 食品等輸入事務所等の届出を義務づける理由は何ですか。

(A 1-1)

現在も、輸入食品の安全性確保については、まずは、検疫所が水際で必要な審査や検査を行い、違反が発見された場合には、積戻し等の措置がとられており、国内に流通してからも、都道府県等が店頭での抜き取り検査を行い、違反が発見された場合には、回収命令等の措置がとられています。

しかし、従来は、県が食品等の輸入を行う事務所等を把握する仕組みがないことから、県が、食品等の輸入を行う事業者に対する指導や情報提供を行うことが困難でした。

そこで、食品等の輸入業務を行う県内の事務所等について、知事へ届出を義務づけることで、県内で食品等の輸入を行う事業者に対し、輸入食品の安全性に関わる指導や情報提供などを効率的かつ効果的に行えるようになり、輸入食品の安全性確保をより一層図ることができると考えています。

Q 1-2 検疫所への輸入届や税関への輸入申告を行っているのだから、県はそこから情報を入手すればよく、別に届出を義務づける必要はないのではないですか。

(A 1-2)

検疫所への輸入届出や税関への輸入申告については、輸入する食品等に着眼して行われており、また、現在、検疫所や税関から県に対して情報が提供されるような仕組みもありません。

そこで、県が県内で食品等の輸入業務を行う事務所等を把握するため、本制度を設ける必要性があると考えました。

Q 1-3 食品を継続的に個人輸入する場合は届出が必要ですか。

(A 1-3)

本制度では、食品等を輸入する食品関連事業者（食品等輸入事業者）が県内の事務所等で輸入許可等を受けた場合に届け出ていただくことにしています。

そのため、食品等を個人で消費するために輸入することは事業活動とはいえませんので、このような目的で輸入する場合は届出の必要はありません。

ただし、個人が輸入する場合でも、輸入した食品等を販売する場合や、輸入した食品を原材料にして食品を製造する場合などは、事業活動に該当しますので、関税法に基づく許可等を受けた後に、本条例に基づく届出が必要です。

Q 1-4 県内の事務所で最初に輸入する食品について、検疫所から積戻しなどの処分を受けたため、税関の輸入許可が得られなかった場合にも食品等輸入事務所等の届出が必要ですか。

(A 1-4)

本制度では、税関への輸入申告に基づく輸入許可を受けた者に届出義務があるものとしています。お尋ねのケースでは、税関の輸入許可を受けていない状態ですので、本制度による届出は不要です。

Q 1-5 以前、県内の事務所で食品の輸入をしたことがあるのですが、今後、行うかどうかは決まっていません。このような場合も届出は必要ですか。

(A 1-5)

本制度は、施行日（平成22年4月1日）において、県内に食品等の輸入業務を行う事務所等を有する事業者にも適用されますので、以前、食品等の輸入申告等業務を行ったことがある事務所等において、今後も輸入申告等業務を行う可能性がある場合、例えば、食品の輸入業務の取りやめを社内で決定していないような場合には、本制度による届出が必要になります。

2 食品等輸入事務所等の届出制度の概要

(1) 「食品等」の範囲

Q 2-1 食用とするために、生きた魚を輸入する場合、届出対象となりますか。

(A 2-1)

食品衛生法では、食品等を輸入しようとする者は、検疫所に届け出ることと定められています。

また、関税法では、こうした食品衛生法に基づく届出を行った食品等について、税関へ輸入申告をする際には、食品等輸入届出済証を添付することとされています。

本制度では、こうした手続を経て、税関から輸入許可等を受けた食品関連事業者に届出義務があるものとしています。

お尋ねのケースでは、食品衛生法に基づく輸入届出を経て、税関の輸入許可を受けるべきものと考えられますので、本制度による届出が必要になります。

(2) 「輸入」とは

Q 2-2 日本の船舶が外国の領海あるいは公海上で漁獲した食用の魚介類を、県内の漁港に水揚げする場合は、届出が必要ですか。

(A 2-2)

本制度における「輸入」は、関税法における「輸入」と同義としており、関税法では、「輸入」について、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）または輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることと定義されています。

このため、日本の船舶が日本の領海以外の海で漁獲した水産物を水揚げすることは「輸入」に該当しませんので、本制度による届出は必要ありません。

(3) 届出の対象となる事務所等

Q 2-3 法人登記をしているのは東京都ですが、実際に輸入申告等業務を行う事務所は県内にある場合、届出は必要ですか。

(A 2-3)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、登記上の所在地とは関係ありません。実際に食品等の輸入申告等業務を行う事務所等が県内に所在するのであれば、本制度による届出の対象となります。

Q 2-4 法人登記しているのは神奈川県ですが、実際に輸入申告等業務を行う事務所は県内ではなく、都内にある場合、届出は必要ですか。

(A 2-4)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、登記上の所在地とは関係ありません。実際に食品等の輸入申告等業務を行う事務所等が県内に所在しないのであれば、本制度による届出は必要ありません。

Q 2-5 輸入申告等業務を行う事務所は都内にありますが、荷揚げだけは横浜港で行う（県内に事務所等はない）場合、届出は必要ですか。

(A 2-5)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、輸入した食品等の現物の扱い（例えば、貯蔵や保管、運搬など）があるかどうかは関係ありません。そのため、荷揚げ地が県内であったとしても、食品等の輸入申告等業務を行う事務所等が

県内に所在しないのであれば、本制度による届出は必要ありません。

Q 2-6 輸入申告等業務を行う事務所は県外にありますが、輸入食品等を扱う営業所や物流センター、倉庫等が県内に存在する場合、届出は必要ですか。

(A 2-6)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、輸入した食品等の現物の扱い（例えば、貯蔵や保管、運搬など）があるかどうかは関係ありません。そのため、輸入した食品等を県内の事務所等で保管や販売をしても、食品等の輸入申告等業務を行う事務所等が県内に所在しないのであれば、本制度による届出は必要ありません。

Q 2-7 食品等輸入事業者の事務所等が県内に複数ある場合であっても、届出対象は食品等の輸入申告等業務を行う事務所等のみでいいですか。

(A 2-7)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、例えば、事業者において、県内に食品等の輸入申告等業務を行う事務所のほかに、輸入した食品の保管を行う倉庫や、販売を行う店舗がある場合でも、本制度による届出が必要なのは、輸入申告等業務を行う事務所のみであり、倉庫や店舗については、本制度による届出の対象外です。

Q 2-8 県内にあるのが倉庫だけであっても、その倉庫で輸入申告等業務を行っていれば、食品等輸入事務所等に該当し、届出対象ということでもいいですか。

(A 2-8)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、県内に所在する施設が倉庫や物流センターなどであっても、その施設において、食品等の輸入申告等の業務を行ったのであれば、本制度による届出が必要です。

Q 2-9 現品を取り扱わず、伝票のみで、輸入及び販売を行っているが、届出対象となりますか。

(A 2-9)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、輸入した食品等の現物の扱い（例えば、貯蔵や保管、運搬など）があるかどうかは関係ありません。その事務所等において、食品等の輸入申告等業務を行ったのであれば、本制度による届出が必要です。

Q 2-10 輸入申告等業務を行う事業所で、輸入した食品を原材料にして、食品を製造販売しているのですが、届出が必要ですか。

(A 2-10)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、その事務所等で輸入した食品の製造や販売を行っているかどうかに関わらず、食品等の輸入申告等業務を行ったのであれば、本制度による届出が必要です。

Q 2-11 他県の港に輸入した食品を、県内の事業所に運び、表示や小分けをして販売する場合、届出が必要ですか。

(A 2-11)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくものですので、

荷揚げ地がどこであるかに関わらず、県内の事務所等において、食品等の輸入申告等業務を行ったのであれば、本制度による届出が必要です。

Q 2-12 横浜税関で輸入許可を受け、県内の倉庫に納品された場合、届出が必要ですか。

(A 2-12)

本制度は、食品等の輸入申告等業務を行った事務所等について、届出をいただくもので、輸入を許可した税関や、輸入した食品等の保管場所がどこであるかに関わらず、県内の事務所等において、食品等の輸入申告等業務を行ったのであれば、本制度による届出が必要です。

3 届出をする者及び届出先

Q 3-1 税関への輸入申告は当社の名で行うのですが、実際の手続は通関業者に代行してもらいます。この場合は、誰が届け出ればよいのですか。

(A 3-1)

本制度は、届出により食品等の輸入を行う事務所等を把握することで、輸入食品の安全性の確保に関する指導等を行えるようにすることを目的としていますので、食品等の輸入について責任がある、税関の輸入許可等を受けた者に届出を義務づけています。

このため、お尋ねのケースでは、単に手続の代行をする通関業者ではなく、輸入申告に基づく輸入許可を受ける者に届出義務があります。

Q 3-2 県内に複数の食品等輸入事務所等がある場合、主たる事業所等を所管する保健福祉事務所等（市保健所等）にまとめて届出することは可能ですか。

(A 3-2)

お手数ですが、食品営業施設の申請や届出と同様、それぞれの食品等輸入事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等（市保健所等）ごとに届出を行ってください。

4 食品等輸入事務所等の届出

Q 4-1 食品の輸入は定期的に行うわけではないのですが、一度届出を出せば、事務所を廃止しない限り届出は有効ですか。

(A 4-1)

本制度では、食品等輸入事務所等につき、一度届出をしていただければ、届出をした事務所等について、廃止や変更がない限り、届出の必要はありません。

Q 4-2 現に輸入業務を行っている者は、いつまでに届出をするのですか。

(A 4-2)

現に県内に事務所等において、食品等の輸入を行っている食品等輸入事業者は、その事務所等における食品等の輸入申告等業務を廃止していない限り、本制度による届出の対象となりますので、すみやかにその事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等（市保健所等）に届出をしてください。

Q 4-3 届出書の提出は、ファクシミリ、郵送による届出あるいは電子届出でも可能ですか。

(A 4-3)

お手数ですが、食品等輸入事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等（市保健所等）の窓口へ直接持参してください。

Q 4-4 届出の際、必要な書類はありますか。

(A 4-4)

特に必要な書類はありませんが、届出書の記入についてご不明な点がある場合は、できるだけ、最初の輸入許可等に係る、税関の交付した輸入許可通知書（輸入許可前における食品等の引取承認を受けた場合はその承認通知）をお持ちの上（写しでも可）、届出先の県保健福祉事務所等（市保健所等）へお越してください。

Q 4-5 届出の際、手数料は必要ですか。

(A 4-5)

本制度の届出について、手数料は必要ありません。

Q 4-6 罰則を設けた理由は何ですか。

(A 4-6)

食品等輸入事業者の方に確実に届出を行っていただくためには、届出制度の実効性を確保する必要があることから、届出をしない者及び虚偽の届出をした者に対する罰則を設けました。

5 食品等輸入事務所等の変更または廃止の届出

Q 5-1 法人の代表者を変更した場合も変更の届出が必要ですか。

(A 5-1)

本制度では、食品等輸入事業者の氏名及び住所に変更があったときに届出が必要としていますので、法人の場合は、名称や主たる事務所の所在地のほか、代表者の氏名に変更があった場合にも届出が必要です。

Q 5-2 県内で食品等輸入事務所等が移転した場合は、変更の届出でいいのですか。それとも、一旦、廃止の届出をした上で、新規の届出を行う必要がありますか。

(A 5-2)

県内で食品等輸入事務所等が移転した場合については、食品等輸入事務所等を廃止し、別の場所で新たに開設したものとして扱いますので、移転前の事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等（市保健所等）に廃止の届出を行った後、移転後の事務所等で最初の輸入許可等を受けた日から15日以内に、その事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等（市保健所等）に新規の届出を行ってください。

Q 5-3 県外に食品等輸入事務所等が移転した場合は、変更の届出でいいのですか。それとも、廃止の届出を行う必要がありますか。

(A 5-3)

本制度では、食品等の輸入申告等業務を行った県内の事務所等を食品等輸入事務所等として届出対象としています。県外に移転した場合には、県内には所在しないことから、本制度の対象である

食品等輸入事務所等ではなくなりますので、廃止の届出を行ってください。

Q 5 - 4 食品等輸入事業者や食品等輸入事務所等の所在地について、住居表示が実施された場合、変更の届出は必要ですか。

(A 5 - 4)

住所（所在地）の変更にあたりますので、変更の届出を行ってください。

Q 5 - 5 食品等輸入事務所等の廃止とは、具体的にどのような場合をいいますか。

(A 5 - 5)

食品等輸入事務所等の廃止とは、事業者として食品等の輸入を取りやめる場合のほか、事業者としては食品等の輸入を継続するが、食品等の輸入申告等業務を食品等輸入事務所等として届け出た支社（営業所）から本社に移す場合などが含まれます。この場合、その支社（営業所）自体を閉鎖するかどうかは関係ありません（例えば、輸入業務をやめて販売業務のみを続ける場合にも届出が必要です。）。

Q 5 - 6 事務所等は廃止（閉鎖）しませんが、食品等の輸入業務を止めた場合、届け出る必要はありますか。

(A 5 - 6)

食品等輸入事務所等の廃止の届出は、その事務所等を物理的に閉鎖するかどうかに関わらず、その事務所等で食品等の輸入申告等業務を取り止めた場合に届け出いただくものですので、お尋ねのケースでは、廃止の届出が必要です。

Q 5 - 7 いったん廃止の届出をした後で、輸入業務を再開した場合は、何か手続が必要ですか。

(A 5 - 7)

輸入業務を再開後、最初の輸入許可（または輸入許可前における食品等引取承認）を受けた日から15日以内に新たな届出を行ってください。

Q 5 - 8 変更の届出の際、必要な書類はありますか。

(A 5 - 8)

特に必要な書類はありません。

また、廃止の届出の場合にも、必要な書類はありません。

6 その他

Q 6 - 1 届出をした食品等輸入事務所等に対して、県はどのようなことを行って輸入食品の安全性を確保するのですか。

(A 6 - 1)

本制度により把握した食品等輸入事業者に対しては、食品等輸入事務所等に訪問して、輸入食品の安全性の確保に関する指導を行うことや、講習会の実施などを考えています。

また、輸入食品の安全性に関する問題が発生した際には、同種の食品等を扱う食品等輸入事業者に対して、注意喚起を行うことも考えています。

Q 6 - 2 食品等の輸入を新たに始める場合、この届出のほかに食品衛生法関係の保健所への届出等が必要ですか。

(A 6 - 2)

食品に関する営業（製造、販売、飲食店営業）を行う場合には、食品衛生法等に基づき、許可や届出が必要になります。本制度により届け出た食品等輸入事務所等において、そのような食品関係の営業を行う場合は、必ず事前にその事務所等の所在地を管轄する県保健福祉事務所等（市保健所等）にご相談ください。

＜付録 3＞

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務及び食品関連事業者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心の確保 食品の安全性の確保並びに当該確保によってもたらされる県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上をいう。
- (2) 食品 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品をいう。
- (3) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）及び添加物（食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。）並びに器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、食品関連事業者がその取り扱う食品等の安全性の確保又はその取り扱う生産資材（肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。第5条第2項において同じ。）が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることにかんがみ、食品関連事業者の自主的な取組を促進することにより、行われなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、県、県民及び食品関連事業者における情報の共有及び相互理解に基づく協力の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全・安心の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民の食の安全・安心の確保に対する関心及び理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者の責務等)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、食の安全・安心の確保を図る責務を有する。

2 食品関連事業者は、その取り扱う食品等又は生産資材に係る食の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第6条 消費者は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策について意見を表明するよう努めるものとする。

(関係機関との連携強化)

第7条 県は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、国、市町村その他の関係機関との連携の強化に努めるものとする。

(指針の策定)

第8条 知事は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保の推進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ中期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めるに当たっては、神奈川県食の安全・安心審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(食品等の流通の過程の各段階における適正な管理に関する助言、指導等)

第9条 県は、食品関連事業者に対し、食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階における適正な管理に関し助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者の自主的な情報提供の促進)

第10条 県は、食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に資する情報の自主的な提供を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の共有並びに情報及び意見の交換の促進)

第11条 県は、県、県民及び食品関連事業者における食の安全・安心の確保に資する情報の共有を図り、並びに関係者相互間の当該情報及び意見の交換を促進するため、関係者の交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する施策との連携)

第12条 県は、食品の安全性の確保に資する情報の提供に関する施策を推進するに当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保のための助言、指導等)

第13条 県は、食品関連事業者と消費者の相互理解の増進のため、食品関連事業者に対し、食品表示法（平成25年法律第70号）その他の法令の規定による食品の表示の制度の適切な運用を確保するために必要な助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品等の自主回収の報告)

第14条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該回収に係る食品等の生産、製造、輸入、加工又は販売のいずれかの行程において食品衛生法又は食品表示法の規定に違反する事実があると思料するときは、規則で定めるところにより、その着手後速やかに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第3項第1号において同じ。）
- (2) 回収の対象となる食品等の名称及び商品名
- (3) 回収に着手した年月日
- (4) 回収の理由
- (5) その他規則で定める事項

2 特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による報告をすることを要しない。

- (1) 回収の対象となる食品等が県内において流通していないことが明らかである場合
- (2) 回収の対象となる食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合
- (3) 食品衛生法第19条第2項の規定に違反する事実があると思料する場合であって、同法の他の条項に違反する事実がないと思料するとき。

- (4) 食品表示法第5条の規定（同法第4条第6項に規定する食品表示基準のうち保存の方法、消費期限その他当該食品表示基準に従った表示がされていないことにより県民の健康が損なわれるおそれがある事項として規則で定めるものの表示の基準に係るものを除く。）に違反する事実があると思料する場合であって、食品衛生法の規定に違反する事実がないと思料するとき。
- 3 第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。
- (1) 特定事業者の氏名及び住所
 - (2) 回収した食品等の名称及び商品名
 - (3) 回収を終了した年月日
 - (4) 回収した食品等の処分の方法及び時期
 - (5) その他規則で定める事項
- 4 前3項の「特定事業者」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 食品等を生産し、製造し、輸入し、又は加工することを営む食品関連事業者及びその組織する団体
 - (2) 食品等を販売することを営む食品関連事業者であって、当該食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の事項が表示された販売者
- 5 知事は、第1項の規定による報告を受けたときはその内容を、第3項の規定による報告を受けたときはその旨を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(食品等輸入事務所等の届出)

第15条 食品等（その原料又は材料として使用される農林水産物を除く。附則第2項において同じ。）を輸入する食品関連事業者（以下「食品等輸入事業者」という。）は、県内の事務所又は事業所において当該輸入に係る関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入の申告又は同法第73条第1項の規定による承認の申請に係る業務（以下「輸入申告等業務」という。）を行った場合で、当該申告に基づく許可（以下「輸入許可」という。）又は当該申請に基づく承認（以下「輸入許可前における食品等の引取承認」という。）を受けたときは、当該輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認が当該事務所又は事業所（以下「食品等輸入事務所等」という。）において行った輸入申告等業務に係る最初の輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認である場合に限り、規則で定めるところにより、食品等輸入事務所等ごとに、当該最初の輸入許可の日（当該最初の輸入許可の日前に輸入許可前における食品等の引取承認を受けた場合にあつては、その日）から15日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 食品等輸入事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 食品等輸入事務所等の名称及び所在地
 - (3) 主要な輸入品目
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 食品等輸入事業者は、前項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又は食品等輸入事務所等を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条、第16条及び第18条並びに次項及び附則第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第16条の規定の施行の前日に食品等の輸入について輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けた食品等輸入事業者であって、同日において現に当該輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認に係る輸入申告等業務を行った県内の食品等輸入事務所等を有するものは、同日において当該食品等輸入事務所等において行った輸入申告等業務に係る最初の輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けたものとみなす。この場合において、同条第1項の規定の適用については、同項中「当該最初の輸入許可の日（当該最初の輸入許可の前日に輸入許可前における食品等の引取承認を受けた場合にあつては、その日）から15日以内」とあるのは、「平成22年4月15日まで」とする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県ふぐ包丁師試験委員の項の次に次のように加える。

神奈川県食の安全・安心審議会	食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
----------------	---	-------

(検討)

- 4 知事は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成23年12月27日 条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 条例第54号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 条例第45号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

＜付録 4＞

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行規則

(事務の委任)

第 1 条 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 条例第14条第1項及び第3項の規定により、食品等の自主回収の報告を受理すること。
- (2) 条例第15条第1項の規定により、食品等輸入事務所等の届出を受理すること。
- (3) 条例第15条第2項の規定により、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項の変更又は食品等輸入事務所等の廃止の届出を受理すること。

(食品等の自主回収の報告)

第 2 条 条例第14条第1項の規定による報告は、食品等自主回収着手報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の食品等自主回収着手報告書には、回収の対象となる食品等の写真その他の当該食品等を特定するために必要な資料を添えなければならない。

3 条例第14条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 回収の対象となる食品等を出荷し、又は販売した年月日
- (2) 回収の対象となる食品等の出荷先又は販売店の名称及び所在地
- (3) 回収の対象となる食品等を出荷し、又は販売した数量
- (4) 回収の対象となる食品等を製造し、輸入し、又は加工した事業所の名称及び所在地
- (5) 前各号に掲げるもののほか、回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項
- (6) 回収を終了する予定年月日
- (7) 回収の対象となる食品等を摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響
- (8) 回収の方法
- (9) 回収についての問合せ先

4 条例第14条第2項第4号に規定する規則で定めるものは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定する賞味期限及び特定原材料とする。

第 3 条 条例第14条第3項の規定による報告は、食品等自主回収終了報告書（第2号様式）により行わなければならない。

2 条例第14条第3項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 回収した食品等の数量
- (2) 回収した食品等の保管場所
- (3) 再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置の内容
- (4) 回収についての問合せ先

(食品等輸入事務所等の届出)

第 4 条 条例第15条第1項の規定による届出は、食品等輸入事務所等届出書（第3号様式）

により行わなければならない。

- 2 条例第 15 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、主要な輸入品目の製造国名（輸出国における製造又は加工の工程がない輸入品目の場合にあつては、生産国名）とする。
- 3 条例第 15 条第 2 項の規定による届出は、食品等輸入事務所等変更（廃止）届出書（第 4 号様式）により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（第 1 号様式～第 4 号様式は省略）